

2022（令和4年度）版

愛知学泉大学
自己点検評価書

令和6年3月



学校法人 安城学園
愛知学泉大学

愛知学泉大学自己点検評価書

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	
1. 建学の精神・大学の基本理念	1
2. 本学の使命及び目的	1
II. 沿革と現況	
1. 本学の沿革	3
2. 本学の現況	6
III. 評価機関が定める基準に基づく自己評価	
基準1 使命・目的等	8
基準2 学生	15
基準3 教育課程	32
基準4 教員・職員	47
基準5 経営・管理と財務	59
基準6 内部質保証	67

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

(1) 建学の精神

学校法人安城学園（以下、本学園）は、明治45（1912）年に三河の地に安城裁縫女学校を創設したのが始まりである。創立者寺部三蔵・だいは、当時の官尊民卑・男尊女卑の風潮に対して、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り、誰でも無限の可能性をもっている。その一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である。」という教育信条に基づいて、学問を庶民の間に広めるとともに女性の地位向上を立学の趣旨とした。創立者寺部だいの生き方は『おもいでぐさ』に記され、本学園の建学の理念・精神そのものである。建学の精神は、「真心・努力・奉仕・感謝」であり、この四大精神の実践を通して、家庭と社会に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間を育成することである。

平成28（2016）年度の理事会において、時代と社会の変化を踏まえ本学園の建学の精神を検証見直した。見直しによる新しい本学園の建学の精神は、「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在になること」である。学校法人安城学園寄附行為第5条第2項に、「本学園の設置校の歴史と伝統を踏まえ、かつ、「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、建学の精神を理解し、実践をすることが肝要である。」と明記している。

(2) 基本理念

建学の理念は「庶民性」と「先見性」である。「庶民性」とは、一人ひとりの民が豊かになることによって国全体も又豊かになる。そのために庶民の間に学問を広めるとともに、その成果を庶民の間に還元することである。「先見性」とは、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を描くことができること、その理想像の実現に向けて育成のために全知全能を傾注することである。愛知学泉大学（以下、本学）はこの「建学の理念」に基づき教育研究を展開している。

2. 本学の使命及び目的

(3) 使命及び目的

本学の使命・目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

この使命・目的をより具体化するために、平成28（2016）年度、理事会において見直しを行い、平成29（2017）年に、以下の様に学則を改定施行し使命・目的をより明確にした。

学則第1条（大学の目的）

本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することであ

る。

学則第2条1項（大学の教育目標）

本学の教育目標は、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能、②職業に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を総合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである。

家政学部家政学科の教育目標

家政学部家政学科の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②家政に関する専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

学則第3条

本学は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行う。

本学では、この使命・目的を実現するために、建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することを教育目標に掲げている。具体的には「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これに基づいて教育を行っている。

(4)大学の個性・特色等

1. 建学の精神を核にした教育

本学園では「建学の精神」による教育を強力に推進し、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成している。また、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り誰でも無限の可能性を持っている。」という創立者の信念や「一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である。」という創立者の教育信条に基づいた教育活動を展開しており、本学の個性と特色になっている。

本学は昭和62（1987）年に家政学部を含め大学を男女共学とした。創立者が来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を打ち立て、「庶民性と先見性」の視点に立った教育を行ってきた。

本学は、このように建学の精神を重視した教育が特色であり、「真心・努力・奉仕・感謝」、「庶民性」と「先見性」という本学園の「建学の精神」と「建学の理念」に基づいた教育の達成を目指している。

これらはオリエンテーションでの学長講和や「学生募集要項」「キャンパスライフ」

や様々な機会に発刊する学長の文その他の印刷物により、本学の個性・特色についての理解の浸透を図っている。

2. 地域との連携活動

本学は地域に貢献できる人材の育成を重視し教育を行ってきた。そのため、地域の様々な場所を教育の場と捉え、地域との連携活動を行っている。管理栄養士専攻が行っている安城市特産のイチジクの商品化の取り組み、家政学専攻が行っている地域の名産五平餅の商品化、こども生活専攻が行っている「岡崎げんき館」での「学泉のお姉さんお兄さんと遊ぼう」等の活動がある。

また、豊田市旭地区へのアウトリーチボランティア活動を行い、地域の活性化に貢献している。このように、学生が地域の課題に積極的に取り組み、地域との連携を通し学生自らが学び、地域貢献を行っているのが本学の特性・特色である。

3. 小規模大学の特性を活かした学修環境・学生生活支援

本学は家政学部のみを有する小規模な大学である。授業は少人数で学生一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな対面的・双方向的な授業を行っている。また、本学の学修・学生生活支援の柱である「指導教員制」は、学生一人ひとりとの面談や指導を通して、相互理解を深め、潜在能力を育てる力になっている。これは、小規模大学だからできるきめ細やかな指導であり、本学の特性を活かした取り組みとすることができる。

II. 本学の沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、昭和41（1966）年に家政学部家政学科を岡崎市に創設し「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、女性の自立と地位向上及び社会貢献ができる人材を育成してきた。

昭和62（1987）年に、豊田市に二つ目の学部、経営学部経営学科を設置した。本学は創立以来、地域社会に学問の成果を還元する努力を払ってきた。このため経営学部設立は地域産業の要請に応えることと、地域社会への貢献に務めた。経営学部では建学の精神により、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定できる「庶民性」と「先見性」をもった人材を育成してきた。

平成10（1998）年には、三つ目の学部、コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を設置した。新たな時代背景に今日的課題である地球的視野に立った考え方のもとで行う地方の時代を担う人材を育成することを目的とした。これからのコミュニティの発展の担い手として地域の中で主体的役割を果たしながら、世界につながっていく活力ある人間を育成してきた。

平成23（2011）年には、経営学部とコミュニティ政策学部を融合して現代マネジメント学部現代マネジメント学科を設置した。これは、社会の変化と18歳人口の減少により、入学定員の確保と大学教育の質の保証を確保するための改組であった。

この学部では、基礎学力、専門知識・技術及び社会人基礎力を統合的に身につけ地域社会に貢献する人材を育成した。

平成30年には、現代マネジメント学部の学生募集を停止し、令和4年に廃部とした。

本学は、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して家庭と社会に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間の育成を、三河という地域を基盤として実現してきた。学園創立からの本学の沿革の概略は以下の通りである。

(本学の沿革)

明治39年 寺部三蔵・寺部だいが裁縫塾を開いた。

明治45年 安城裁縫女学校を設置した。

大正6年 安城女子職業学校に名称変更した。

大正13年 財団法人安城女子職業学校を設置した。

昭和5年 財団法人安城女子専門学校を設置した。(昭和26年まで)

昭和23年 安城学園女子中学校を設置した。

安城女子職業学校を、安城学園女子高等学校と組織変更した。

財団法人安城女子専門学校を財団法人安城学園と名称変更した。

昭和25年 安城学園女子短期大学を設置した。

安城学園女子短期大学附属幼稚園を設置した。

昭和26年 財団法人安城学園を学校法人安城学園に組織変更した。

昭和33年 安城学園女子高等学校を安城学園女子短期大学附属高等学校に名称変更した。

昭和37年 安城学園女子短期大学附属高等学校岡崎城西分校(全日制男子校)を設置した。(昭和39年4月岡崎城西高等学校設置)

昭和38年 安城学園女子短期大学に家政科を設置した。

昭和41年 愛知女子大学・同短期大学部、同附属幼稚園を設置した。

昭和43年 愛知女子大学から安城学園大学と学名を変更した。

愛知女子大学附属幼稚園から安城学園大学附属幼稚園と園名変更した。

昭和50年 安城学園桜井幼稚園を設置した。

昭和54年 安城学園大学短期大学部幼児教育科を安城学園女子短期大学幼児教育科とした。

昭和57年 愛知学泉女子短期大学国際教養科を設置した。

「安城学園大学」を「愛知学泉大学」、「安城学園女子短期大学」を「愛知学泉女子短期大学」に名称変更した。

「安城学園女子短期大学附属高等学校」を「安城学園高等学校」と校名変更した。

「安城学園大学附属幼稚園」を「安城学園愛知学泉大学附属幼稚園」に、「安城学園女子短期大学附属幼稚園」を「安城学園愛知学泉女子短期大学附属幼稚園」と名称変更した。

昭和58年 安城学園中学校を廃止した。

昭和62年 愛知学泉大学経営学部経営学科を開設した。家政学部を男女共学とした。

愛知学泉女子短期大学が、カナダ・カピラノ大学と姉妹提携を締結した。

愛知学泉大学が中国北京第二外国語学院と教育学術交流協定に調印した。

平成元年 愛知学泉大学が米国ニュー・イングランド大学と教育学術文化交流協定に

調印した。

平成 3 年 愛知学泉大学が中国国家経済体制改革委員会経済体制管理研究所と共同して日中両国の企業経営の比較研究を行う協議内容に調印した。

平成 5 年 愛知学泉大学経営学部経営情報学科を開設した。

平成 7 年 愛知学泉女子短期大学が中国北京第二外国語学院と教育学術文化交流協定に調印した。

平成10 年 愛知学泉大学にコミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を開設した。

愛知学泉女子短期大学国際教養科を豊田市若林東町から岡崎市舳越町へ移した。

愛知学泉大学・短期大学の歌「いまここに」を創作制定した。

平成11 年 安城学園高等学校・岡崎城西高等学校を男女共学とした。

平成12 年 愛知学泉女子短期大学を愛知学泉短期大学に、安城学園愛知学泉女子短期大学附属幼稚園を安城学園愛知学泉短期大学附属幼稚園に名称変更した。

愛知学泉大学が中国復旦大学と教育学術交流協定に調印した。

平成13 年 安城学園桜井幼稚園を安城学園愛知学泉大学附属桜井幼稚園に名称変更した。

愛知学泉短期大学（幼児教育科を除く）を男女共学とした。

平成14 年 愛知学泉大学家政学部家政学科を家政学専攻・管理栄養士専攻の2専攻体制とした。

平成15 年 愛知学泉短期大学生活科を食物栄養科に名称変更した。

平成16 年 愛知学泉短期大学食物栄養科と幼児教育科を食物栄養学科と幼児教育学科に名称変更した。

生活デザイン総合学科を開設した。

平成17 年 愛知学泉短期大学国際教養科を廃止した。

平成18 年 愛知学泉大学経営学部経営情報学科を募集停止した。愛知学泉短期大学家政科を廃止した。愛知学泉短期大学服飾科を廃止した。

平成19 年 愛知学泉短期大学幼児教育科を安城市桜井町〔短期大学桜井学舎〕から岡崎市舳越町〔短期大学岡崎学舎〕へ移転し、短期大学を統合した。

愛知学泉大学・愛知学泉短期大学が韓国の烏山大学と学術文化交流協定を締結した。

平成20 年 愛知学泉大学家政学部にこどもの生活専攻を開設した。

平成22 年 愛知学泉大学経営学部経営情報学科を廃止した。

平成23 年 愛知学泉大学経営学部、コミュニティ政策学部の募集を停止した。

愛知学泉大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科を開設した。

平成24年 安城学園創立100周年記念式典・記念行事の実施

平成24 年 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学が台湾の慈済科技大学と学術文化交流協定を締結した。

平成26 年 岡崎市と大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定を締結。

平成 30 年 現代マネジメント学部を募集停止とした。

令和元年 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学と安城学園高等学校との高大連携協定の締結をした。愛知学泉大学・愛知学泉短期大学と岡崎城西高等学校との高

大連携協定の締結をした

令和 2 年 愛知学泉大学家政学部家政学科管理栄養士専攻、家政学専攻、こどもの生活専攻を改組し、管理栄養学科、ライフスタイル学科、こどもの生活学科の 3 学科体制にした。

令和 4 年 現代マネジメント学部を廃部した。

2. 本学の現況

・ 大学名

愛知学泉大学

・ 所在地

住 所	学部
〒444-8520 愛知県岡崎市舩越町上川成28【本部】 〔岡崎学舎〕	家政学部

・ 学部・学科の構成（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学 部	学科・専攻	
家政学部	管理栄養学科	管理栄養士専攻（4年生在籍）
	ライフスタイル学科	家政学専攻（4年生在籍）
	こどもの生活学科	こどもの生活専攻（4年生在籍）

・ 学部の学生数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学科・専攻	入 学 定 員	編入 学 定 員	収容 定 員	1年次	2年次	3年次	4年次	在学 学生数 総計
管理栄養学科	80			89	73	55		217
管理栄養士専攻		-				1	44	45
ライフスタイル学科	40			37	40	44		121
家政学専攻						1	25	26
こどもの生活学科	70			46	53	23		122
こどもの生活専攻		-				1	40	41
	190							

・ 教員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学科・専攻	専任教員数					助手	合計
	教授	准教授	講師	助教	計		
管理栄養学科	6	7	2	1	16	5	21
ライフスタイル学科	6		2		8	2	10
こどもの生活学科	5	4	3	1	13	2	15
合計	17	11	7	2	37	9	46

・職員数（令和4年5月1日現在）

	事務・技術員等		計
	岡崎学舎		
	家政学部	短期大学	
職員	16	11	27
契約職員	5	0	5
非常勤職員	5	4	9
計	41		41

※短大職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特性の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 使命・目的及び教育目的の明確性

学園の使命・目的については、「建学の理念」と「建学の精神」と「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することであると学校法人安城学園寄附行為第 3 条に明確に定めている。

そして、この目的を実現するために学園全体で取り組んでいる。

ここに、「建学の理念」とは、「庶民性と先見性」であり、「建学の精神」は、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生する事によって、生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」である。

これらの用語については、誰でも理解できるように、用語集を用意している。

本学園の使命・目的を受けて、「本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである」と学則第 1 条に明確に定めている。

また、「本学の教育目標は、本学の目的を受け、社会的に自立していく上で、必要な①スキル・リテラシー・教養に関する一般的知識・技能、②職業に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである」と学則第 2 条第 1 項に明確に定めている。

さらに、「本学の教育方針は、「智・徳・体・感・行」に基づいた 3 つの挑戦プログラムから構成される自学・教学システム（学びの泉）を開発し、これに基づいて教育を行う」と学則第 3 条に明確に定めている。

本学に設置している学部及び学科・専攻における教育目標については、学則第 4 条に明確に定めている。

本学園では、本学園の使命・目的、大学の教育目的・教育目標、学部・学科等の教育目標が体系的にかつ具体的に明文化されている。

1-1-②簡潔な文章化

前項で示したように、本学園の使命・目的、本学の教育目的・教育目標・教育方針、学部・学科・専攻の教育目標は、「寄附行為」あるいは「学則」において明確かつ簡潔に文章化している。

これらについては、学生に向けては「シラバス」や「キャンパスライフ」に掲載し、周知徹底を図るとともに、ホームページにおいて、建学の精神及び教育目的の簡潔かつ明瞭に分かりやすく説明している。

なお、学園独自の用語については、学生が理解できるよう用語集を設ける等の工夫をしている。

これら以外に、学生、保護者、教職員に向けては、学長から様々な文章を用意し、その中で分かりやすく説明し、周知徹底を図っている。

このように、本学園の目的及び本学の教育目的等については、寄附行為及び本学の学則では当然として、それ以外の印刷物等においても簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特性の明示

本学は「建学の精神」に基づいて、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって地域及び国際社会に貢献することを目的としている。

特に、安城学園教職員憲章の中で、三河のまちづくりを掲げ、地域と連携した特色ある教育を展開している。

また、基本的に小規模大学であるので、学生と教員との距離が近く、アットホームな学修環境も特色の一つである。

さらに、本学の使命・目的を達成するため、新しい学習モデル「智・徳・体・感・行」に基づいて、智性・徳性・身体・感性・行動をバランス良く鍛えあげるとともに、自ら学ぶ能力・共に学ぶ能力も育成対象とした自学・共学システムを構築しようとしている。

つまり、本学の教育目標を達成するために、「社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能」、「社会的に自立して生きていく上で必要な職業に関する専門的知識・技能」の獲得のための取り組みに加えて、「社会的に自立して生きていく上で必要な建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付ける」ための取り組みを行っているところが本学の特色である。

これらの特色については、本学のホームページ、シラバス、キャンパスライフ等に示されている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学以来「建学の理念」「建学の精神」に基づいて、時代と社会の変化、時代と社会の要請を受けて、教育の使命・目的を具現化するために、様々な見直しを行ってきた。

大学設置基準の改正に伴う平成 19（2007）年度の学則変更において、学部の教育目

標に「基礎学力」と「社会人基礎力」を取り入れ、この育成に強力に取り組んでいる。

また、学校教育法の改正に伴い、平成 27（2015）年度学則を見直した。

平成 28（2016）年度には、寄附行為の変更及び 3 つのポリシーの義務化に伴う本学の学則の変更を行い、本学の目的、教育目標、学部等の教育目標を変更した。併せて、教育方針を新設した。

平成 30（2018）年には、将来構想も含め、大学の募集の現状を再点検し、豊田学舎の現代マネジメント学部を募集停止とした。

さらに、家政学部の将来についても検討を進め、令和 2（2020）年 愛知学泉大学家政学部家政学科管理栄養士専攻、家政学専攻、こどもの生活専攻を改組し、管理栄養学科、ライフスタイル学科、こどもの生活学科の 3 学科体制にした。

このように時代と社会の変化、時代と社会の要請に対応し、本学園の目的及び本学の教育目的、組織等の見直しを適切に行い変化への対応を行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の使命・目的、本学の教育目的については、寄附行為及び学則において明確に定めている。

本学の目的及び教育目標を十分理解して、学生が学修活動に取り組み、学修成果を上げることができるよう、教職員が教育活動において成果を上げることができるよう、地域社会及び企業との連携による協力・協働活動が推進されるよう、本学園の使命・目的、本学の目的等の表現については、自己点検・評価を行うことによって、より明確で理解しやすい簡潔な文章化に努めていく。

また、本学の特色については、今後、印刷媒体だけでなく、ホームページ・YouTube 等を効果的に活用して、学生・保護者・教職員だけにとどまらず、地域社会・企業等々に向けてさらなる周知徹底に努めていく。

1-2 の改善・向上方策（将来計画）

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員・教職員への理解と指示

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中期的な計画への反映

1-2-④ 3 つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員・教職員への理解と指示

本学の目的・教育目標や学部・学科等の教育目標は学則に明記し、学部会議・学科会議・FD 委員会・学びの泉委員会・各種委員会等で常に取り組みの周知と実施状況報告を行い、理解の基、実践に努めている。

実施状況の確認、点検も行い改善にも務めている。

学則等の変更は、「大学・短期大学管理運営者会議」において、大学の現状・将来構想や外部環境の変化等について基本的な意見交換を行い、学則変更の必要があれば、「学則」変更の手続きを行う。

原案は、「大学・短期大学管理運営者会議」において作成し「運営委員会」に諮問する。

その後、愛知学泉大学教授会の議を経て、学校法人安城学園理事会で審議・決定する。決定した「学則」は学部会議においても学長や学部長から説明を行い教職員への周知に努めている。

このように丁寧な変更作業をすることにより、大学の目的・教育目標、学部・学科・専攻の教育目標については、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の目的は「大学の学則」や「キャンパスライフ」に記載し、学生・保護者及び教職員に周知している。

「建学の精神」「教育目標」等についても本学のホームページ、大学のパンフレット、シラバスや履修ガイドなど各種印刷物に明示し、学生及び学内外への周知を図っている。

新生及び在学生に対しては、「シラバス」を活用して学期初めのオリエンテーション等の機会を利用して周知・徹底している。

また、年度初めに全学生対象に学長講話を行い、大学の目的・教育目標等を分かりやすく説明し、周知している。

学外への周知については、本学の目的・教育目標、学部・学科・専攻等の教育目標、各学部・学科の3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）など、本学のホームページの「大学紹介」に掲示し、「建学の精神」「教育情報の公表（教育研究上の情報）（修学上の情報）」として記載・公表し学外への周知に努めている。

また、8月と12月には保護者へ「学泉だより」を送り、本学の教育について理解と協力を依頼している。

静岡地区の保護者には、浜松会場で保護者会を実施し、本学の目的や教育、就職状況等を説明し理解を得ている。

このように、様々な機会を捉え、大学の目的・教育目標等の学内・学外への周知を行っている。

1-2-③ 中期的な計画への反映

中期的な計画への使命・目的及び教育目的の反映

本学園の目的を実現するために、平成24（2012）年度の創立100周年を機に、社会の変化に適応するために新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa型学力」を核にした教育を本学園の教育の3本柱として取り組みを進めている。

さらに、本学の目的及び教育目標、本学の学部・学科の教育目標を達成するために、学部・学科ごと「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の3つの方針を定め、3つの方針に基づいて教育を展開している。

中期的には、理事会において「第2期経営改善計画(第2期財政健全化スキームを含む)を策定し、取り組んでいる。

家政学部においては、現在の1学部3学科体制の点検と今後の家政学部について「家政学部明日を考える会」を発足させ中期的展望と政策を検討している。

また、高大連携の強化を目的に系列校と「高大連携」の会議を精力的に推し進めている。

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

本学は、寄附行為に基づいて、大学の目的・教育目標を学則に定め、これを社会に表明している。

また、学部・学科・専攻ごとの教育目標についても学則に定めている。

これらは、①学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、②教育課程の内容・方法の方針(カリキュラム・ポリシー)、③入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)等へ反映している。

3つのポリシーについては学則10条に以下のとおり定められている。

学則第10条、

「学士」の学位を授与するにあたり、次の各号に掲げる3つのポリシーを策定する。

- (1) 学位授与の方針
- (2) 入学者受け入れの方針
- (3) 教育課程の編成・実施の方針

2 基本方針について3つのポリシーの策定に当たっての基本方針は次の各号掲げる通りである。

- (1) 3つのポリシーは一体的で整合性あるものとして策定する。
- (2) 3つのポリシーの相互関係を分かりやすく示す。

(3) 3つのポリシーは、本学に関心を持つ者が十分理解できるよう分かりやすい内容と表現にする。

3 組織・体制について

3つのポリシーを策定・見直しするための基本方針及び3つのポリシーの策定単位等について、学長を中心に検討する。

その上で、3つのポリシーのための体制を整備、策定単位ごとの3つのポリシーを検討する。

4 策定単位について

3つのポリシーの本学における策定単位は、授与される学位の専攻分野ごとの課程(学位プログラム)とする。

5 本学の3つのポリシーについては、別に定める、とある。

このように、本学の目的・教育目標を、3つのポリシー(①学位授与の方針、②教育

課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針)へ反映している。

また、平成30年には、愛知学泉大学3つのポリシー策定委員会規程を制定施行し、大学の目的・教育目標を実現するため、学部・学科・専攻ごとの教育目標に基づき、3つのポリシーの定期的な点検を行っている。

さらに、3つのポリシーの実施状況については各学科からの報告を受け、問題点は改善しながら取り組んでいる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の目的は「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

また、「建学の理念」及び「建学の精神」に基づいて学校教育を行い、地域・社会に貢献する有為な人材を育成している。

この使命・目的を達成するため、岡崎学舎の家政学部にはライフスタイル学科（家政学専攻）、管理栄養学科（管理栄養士専攻）、こどもの生活学科（こどもの生活専攻）の3学科を設置している。

豊田学舎の現代マネジメント学部には現代マネジメント学科を設置している。

家政学部の使命・目的を遂行するため、家政学部長の招集により開催する「家政学部会議」を設けている。これは家政学部全体の運営を行う教育研究組織として機能している。

また、学科長の招集で開催される「学科会議」は、学科の教育研究組織として機能している。

現代マネジメント学部においては、「現代マネジメント学部運営委員会」と「現代マネジメント学部会議」があり、教育研究組織として機能している。

本学全体では、学長が招集する教授会、運営委員会があり教育研究組織として機能している。

本学は、今後も法令の改正や社会情勢の変化、大学教育への社会的期待やニーズに対応しながら、建学の精神を堅持し、本学の個性・特色を活かして使命・目的を達成の努力を続けて行く。

使命・目的を達成ために、各織体毎に、計画を作成し実施結果を評価し、改善を進め、本学の使命目的及び教育目的の見直しと改善・向上を図っている。

役員・教職員の理解と支持、学内外への周知、中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、理事会・理事懇談会・大学・短期大学管理運営者会議・運営委員会において、検討・点検を基に改善しながら取り組んでいる。

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性についても、法改正や社会情勢の変化に対応して取り組んでいる。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的・教育目標の変更の際は、丁寧な手続と理解を得た上で行っているため、

役員・教職員の理解と支持を得ている。

今後も、役員・教職員・学生・保護者・その他のステークホルダーの理解を高めるため、様々な機会を捉え、その内容に関する周知を図っていく。

中期的計画及び3つの方針等への本学の目的及び教育目標の反映については、法令の改正や社会情勢の変化、大学教育への社会的期待やニーズに対応しながら、理事会、理事懇談会、大学・短大管理運営者会議、運営委員会における点検・評価を行い、改善の必要があれば、改善していく。

今後とも大学の目的及び教育目標を3つのポリシーに反映させながら、アセスメントポリシーに基づいた学修成果の可視化を強力に推進し、本学の教育の質の保証に確実につながるように努力していく。

基準 2 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

[家政学部]

本学部の教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学則に定めている。また、「学生募集要項」、ホームページに掲載し、受験生・一般に広く周知すると共に、本学の学生・教職員に対しても周知している。

特に受験生への周知は、「学生募集要項」に入学者の受入れ方針であるアドミッション・ポリシーと合わせてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを学科別で明確に示し、周知と理解に努めている。また、受験生や保護者からの問い合わせに対しては、ダイヤルインによる直通電話や FAX、メール、LINE 等で対応している。大学案内などの諸資料にはホームページアドレスやメールアドレス、LINE@を明記し、受験生からの問い合わせに迅速に応じている。その他、高等学校単位での見学会や個別(人)の学校見学も随時受入れ、問い合わせに対応している。また、高等学校内で行われる進学相談会にも積極的に参加し、受験生の進学相談に応じ周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

[家政学部]

入学試験は、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を取り入れそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。学校推薦型選抜では、調査書等の出願書類だけでなく高等学校レベルの基礎学力テスト（ライフスタイル学科とこどもの生活学科は国語、管理栄養学科は化学または生物）で計るほか、高等学校での活動歴（資格や検定、生徒会、部活動、ボランティア活動など）も評価する選抜方法としている。総合型選抜においては面談試験のほかプレゼンテーションを実施、また事前に提出される志望理由書に記載された高校での様々な活動歴を面談の中で評価することとしている。学校推薦型選抜や総合型選抜の面接や面談内容は事前に行われる学生募集委員会や学部会議において面接・面談実施要項を審議し、質問内容が各学科のアドミッション・ポリシーに沿った内容であることを確認した上で入試実施にあたっている。一般選抜（前期・後期）においては受験生の知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力を評価するために試験問題を記述式で解答する形式として実施している。また、一般選抜（後期）では学力試験に加えて高等学校から提出される調査書も評価項目としている。その他、社会人入試・外国人留学生入試・3年次編入学

入試では、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った小論文と面接を実施するなど、学科単位で公正な入試選抜を実施している。入試終了後にはただちに学生募集委員会を開催して各選抜方法の妥当性（特にアドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法であったか）を検証して次年度の改善に努めている。以上のとおり、各学科の入学受入れの方針に基づいた入試を計画・実施し、検証を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

[家政学部]

本学部の志願者数、合格者数、入学者数は、エビデンス集【共通起訴様式2（学生募集）】の通りである。令和4（2022）年度の入学定員充足率は0.89であり、各学科ではライフスタイル学科は0.90、管理栄養学科は1.10、こどもの生活学科は0.66である。

在籍者では、令和4（2022）年度の収容定員充足率は0.75であり、各学科ではライフスタイル学科は0.92、管理栄養学科0.82は、こどもの生活学科は0.63である。

多様な入試種別と実施体制は定着しているが、上記に見られるように社会状況の変化や志願者の動向によって入学定員に満たない場合がある。特にこどもの生活学科は定員割れが続いており早急な対策を要する。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

[家政学部]

家政学部では、恒常的な定員充足を実現するために、平成29（2017）年度から「家政学部の明日を考える会」を設置・審議し、令和2年（2020）年度に改組を図った。家政学専攻を「ライフスタイル学科」へ、管理栄養士専攻を「管理栄養学科」へ、こどもの生活専攻を「こどもの生活学科」へと名称変更し、併せて教育内容の充実を図った。各学科の新たな教育の基本方針は、めざす進路を見据えた専門性の向上を目的に、家政学の基礎科目と各学科の専門性を充実させるアップグレード科目を配置したカリキュラムとなり、さらに専門性を高め、多彩なフィールドで活躍できる資格、免許についても見直した。これにより卒業後の進路を明確にした。

各学科の方針は、以下の通りである。

ライフスタイル学科は、「空間・情報デザイン」「食品開発・マネジメント」「ビジネス・地域活性」の専門分野に特化した科目を修得することで、インテリア・アパレル関係、食品・外食産業関係、公務員、一般企業などの分野から新しい暮らしの提案者を育成する。

管理栄養学科は、「疾病治療・重症化予防」「疾病予防」「食育・食環境」の専門分野に特化した科目を修得することで、医療機関・病院、福祉、委託給食、薬局、運動・スポーツなどの分野で食の専門家として、人々の日常生活を健康面から支援することのできる管理栄養士を育成する。

こどもの生活学科は、「小学校教諭」「幼稚園教諭」「保育士」の3つの免許・資格を全て取得できるカリキュラムとし、専門分野に特化した科目を修得することで実践力のある教育者・保育者を養成する。

令和2(2020)度の改組以降、ライフスタイル学科は令和2年(2020)年度に続き令和3(2021)年度も定員充足となったが、令和4(2022)年度の入学定員充足率は0.90であった。管理栄養学科は令和2年(2020)年度の入学定員充足率0.83、令和3(2021)年度の入学定員充足率0.94と徐々に回復し、令和4(2022)年度1.10と好調な学生募集である。大幅な定員割れが続く、こどもの生活学科は改組初年度の入学定員充足率0.37、令和3(2021)年度の入学定員充足率0.76、令和4(2022)年度の入学定員充足率0.65と学生募集の回復には至っていない。

・学士課程については大学入学者選抜実施要項に則り、多面的・総合的に評価・判定ができるように各入試区分については見直し・改善を図るとともに受験生・受験生の保護者、高校教員等にもホームページやオープンキャンパスなどの機会を活用し、アドミッション・ポリシーの理解を促進できるよう、より一層周知を図っていく。

また、今後も本学が求める学生を受入れることができるよう努めるとともに、学生受入れ数の適切な管理を行うことを課題として、令和5(2024)年度の年度計画に取り入れ、大学全体として管理に努める。

資料 2-a アドミッション・ポリシー「学生募集要項」

資料 2-b アドミッション・ポリシーホームページ

資料 エビデンス集【共通基礎様式2(学生募集)】

資料 エビデンス集【2-1 学部、学科別籍者数(教務)】

〔基準2の自己評価〕

基準2. 学生

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の共同をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の共同をはじめとする学修支援体制の整備

〔家政学部〕

令和2(2020)年1月に公表された「教学マネジメント指針」を踏まえ、学修者本位の教育の実現を図るため、三つのポリシーに基づく教育活動並びにその成果の点検・評価、教育改善の取り組み強化として、「愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント」を策定して運用している。評価は機関レベル、教育課程レベル、科目レベルより入学時の考査、単位認定、卒業時判定の観点項目より査定をしている。アセスメントに基づく各レベルの査定とフィードバックの担当部署は教務委員会(教務課・IR室)、就職委員会(就職課)からの情報提供をFD委員会による査定を行い、教授会・学部会議・学科会議へ結果を報告して、次年度の改善計画を立案している。

【資料 2-2-①-1】

また、本学独自の教育システムとして「自学・共学システム学びの泉」を学びの泉開発委員会が中心となり運用している。その一環として、社会人基礎力（ジェネリックスキル）を成績評価の10%を学修態度として学修支援をしている。【資料 2-2-①-2】 さらに教務委員会及び就職委員会は、学修支援に関する具体的な施策の検討・企画・立案を担当し、教職協働の組織体制をとっている。【資料 2-2-①-3】 教員免許の取得を目指す学生の支援は、教職課程委員会を核に教職課程の履修指導や教職採用試験講座等を企画・運営している。【資料 2-2-①-4】

図書館は、学術資料の収集、整理・保存、提供はもとより、学生の能動的学修を支える個人及びグループによる学修のための環境を整えている。【資料 2-2-①-5】

以上より、教職協働による学生への学修及び授業支援については、様々な方法で行われている。学年担任、教科担当教員、教務委員会、専門職養成の支援としての臨地実習委員会、国家試験対策委員会、教職課程委員会等、教員と職員（助手含む）が支援にあたっている。また、教員と職員は、各種委員会に参画しており、協働して課題解決にあたり、学生の学修についてより一層の充実を図ることを目指して、学生の主体的な学びを支援する取組みを行っている。

【資料 2-2-①-1 愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント】

【資料 2-2-①-2 R4（2023）、R5（2024）年度のシラバス】

【資料 2-2-①-3 教務委員会と就職委員会の事業計画】

【資料 2-2-①-4 教職課程委員会 事業計画】

【資料 2-2-①-5 図書館 事業計画】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 合理的配慮を必要とする学生の対応

・特別な配慮を必要とする学生への対応は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等の定めに基づき、「愛知学泉大学合理的配慮ガイドライン」を策定し、令和3（2020）年度4月1日から施行している。

・特別な配慮を必要とする学生に対する支援は、学生委員会を中心として「障がい学生支援のためのガイドライン」「障がい学生の支援マニュアル」を学内へ周知するとともに、常時担任は、学生の相談等に応じ学生委員会と教務委員会は連携して、学修環境を整える支援を行っている。令和4（2022）年度の合理的配慮対象学生は、1名であった。【資料2-2-②-1】

・入学前の志願者に対しては、入試に関する配慮事項の確認をはじめ、入学後の支援体制や支援内容のイメージを掴めるよう、学科、学生募集室が協力・連携して面談を行い、具体的な説明をしている。【資料2-2-②-2】

2. 指導教員とオフィスアワー

・本学は各クラスに指導教員が置かれ、学生の教務および学生生活の相談を受け、可能な限りの指導とアドバイスを行い、学生が自らの可能性に気付き、成長する教育の

実践に取り組んでいる。【資料2-2-②-3】

・オフィスアワーは、入学年度に配付する「Campus Life」内で制度について説明した上で、各教員のオフィスアワーの一覧を大学ホームページで公開している。【資料2-2-②-4】 【資料2-2-②-5】

3. SA (Student Assistant) の活用

本学独自の教育システムの「自学・共学システム『学びの泉』」に基づく教育の一環としてSA制度を設ける。この規程におけるSAは、支援する学生が大学生活（特に、学修面）においてスムーズに適応できるとともに、自学自習能力も併せて身に付くように学修支援を行うことを任務としている。また、このSA制度を設けることにより、学修支援を受ける学生だけでなく、学修支援をする学生にとっても自己成長の機会となることを期待し、さらに、学修支援を受ける学生がSAの支援により、学業継続に繋がり、本学に入学した目的を達成することを期待するものである。SA制度は令和5(2023)年度4月1日より運用している。実績は今年度終了時に報告する。【資料2-2-②-6】

また、本学部では助手を、ライフスタイル学科/家政学専攻で2名、管理栄養学科/管理栄養士専攻で5名、こどもの生活学科/こどもの生活専攻で1名を配置している。助手は、科目担当教員の指示の下、実験・実習科目の授業補助や期末試験の監督補助、学外実習の学生の窓口などを担っている。

【資料2-2-②-7】

4. 中途退学、休学及び留年への対応策

・令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の在学学生に対する退学者数（除籍者を含む）及び割合は、表2-2-1のとおりとなっている。

表2-2-1 令和2(2020)年度～令和4(2022)年度退学者数（除籍者を含む）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
退学者数	13人	15人	35人
退学率	2.5%	2.8%	6.1%

・教務委員会において、退学・除籍者に関する集計と分析を行っている。
・この結果を踏まえ、学習困難や学習意欲低下による中途退学及び休学への対策として、専門教育への準備・橋渡しを行うことを目的としてリメディアル教育に取り組んでいる。新入生に対して基礎学力試験（読解力（リーディングスキルテスト（一般社団法人 教育のための科学研究所））・数的理解試験（本学オリジナル））を実施している。これらの試験で基準より低い学生に対して、リメディアル教育を1年間実施している。リメディアル教育終了後には、事後試験（リーディングスキルテスト、数的理解試験）を実施しリメディアル教育の効果について検証を行っている。さらに、令和4（2022）年度は、2019年度入学生の卒業時に再度リーディングスキルテストと数的理解試験を実施し、本学の教育の振り返りを行っている。また、令和4（2022）年度入学予定者からは、読解力と数的理解に関する入学前課題を実施して基礎学力の強化を図つ

ている。【資料2-2-②-8】 【資料2-2-⑨-9】 【資料2-2-⑨-10】

・「自学・共学システム学びの泉」の一環として、「潜在能力の開発」「未来へつなぐアウトリーチ」を初年次教育として配置している。「潜在能力の開発」は本学の四大精神と智性（知識の獲得・活用・課題解決）、社会人基礎力を育成して、人格形成と豊かな人間性を育むことを理解し「未来へつなぐアウトリーチ」授業のボランティア活動を通して人と人との共感力・多様性を受け入れる包容力・コミュニケーション力より、人間力を育てている。

・各学科、教務委員会・FD委員会で改善策の検討を行い、学科を中心として、オープンキャンパス時の個別相談や高校進路担当への説明による入学時のミスマッチ防止、リメディアル教育の充実、学修支援を各学科内で情報共有、さらに精神に不安を抱える学生へ対応は学生委員会との連携を図り取り組んでいる。【資料2-2-②-11】 【資料2-2-②-12】

【資料2-2-②-1 合理的配慮ガイドライン】

【資料2-2-②-2 学生募集要項】

【資料2-2-②-3 Campus Life 指導教員】

【資料2-2-②-4 Campus Life オフィスアワーとは 】

【資料2-2-②-5 大学ホームページ及び大学内掲示板で公開】

【資料2-2-②-6 「愛知学泉大学スチューデント・アシスタント (SA) に関する規定」、「SA制度について (運用)」、「スチューデント・アシスタント (SA) 規定に関する運用」、「スチューデント・アシスタント (SA) に関する「学修支援実施報告書」、「SA申請書」、「SA雇用契約書」】

【資料2-2-②-7 助手の実験実習担当表】

【資料2-2-②-8 リーディングスキルと数的理解試験の結果】

【資料2-2-⑨-9 リメディアル教育実施の説明会資料】

【資料2-2-⑨-10 入学前課題資料】

【資料2-2-②-11 運営委員会 教務委員会報告】

【資料2-2-②-12 家政学部会議各学科からの学生支援】

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の学修支援体制に関わる改善・向上方策としては、総合的に学生の主体的な学びを支援するために、入学前教育、リメディアル教育、一般就職の採用にかかる対策教育、資格取得にかかる対策教育、主体的な学修活動に関する相談等をさらに推進することとしている。

また、一人1台コンピューターを持ち、授業で活用することにより授業改善を図り、ICT活用を推進することとしている。

さらに、生成AIの登場により問われる人間力については、人ならではの共感力や多様性を受け入れる包容力、コミュニケーション力を発揮できる学修支援対策に取り組むことが必要であり、現在取り組んでいるボランティア教育を通して学生や教職員による地域活動、社会貢献活動の強化を図り、人間力を向上する学修支援を実現することができると考えている。

2-3 キャリア支援

2-3① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア支援は、各学科、就職委員会、就職課と連携を図りながら、就職指導やキャリアカウンセリングにより就職指導の促進を行っている。就職指導では、教育課程内外の取り組みを通じ、1年次から4年次まで継続したキャリア形成において経済産業省が推進している社会人基礎力について4年間で「社会人基礎力セルフチェック就職活動編」の実施と3年次には年2回「社会人基礎力外部者面談」において、外部の評価員に面談を実施することで、「自分の強み・弱み」を自己分析しながら、自立に向けた就職支援の体制を強化している。

<就職促進に関する体制>

就職指導については、就職委員長1名、学科の就職委員3名、就職課2名（サブマネージャー）、派遣職員2名とキャリアカウンセラー1名とともにインターンシップや採用選考に向けて個人面談やキャリアカウンセリングの支援体制を整備している。予約方法については、J-net・電話・メール・窓口で9:00~17:00に相談の予約が可能となっている。本学の就職指導の特徴として、就職活動が思うように進まない学生に対し、就職活動を自立してすることが困難な学生を就職委員が個別に行うことで、就職活動の悩みや相談などをサポートし、就職に対する相談助言体制を整備し、各学科の協力を得ながら適切に運営を行っている。その結果2022年度の就職実績は内定率99.3%と2021年度に引き続き高い就職率を維持している。又、2022年度の職業別達成度は、家政学専攻では就職希望学生23名うち空間・情報デザイン領域26.1% (25%)、食品開発・マネジメント領域21.7% (38%)、ビジネス・地域活性領域39.1% (25%)、家庭科教員8.7% (12%)とであった。管理栄養士専攻では、就職希望学生41名のうち、疾病治療・重症化防止領域（病院・福祉施設）31.7% (25%)、疾病予防領域（事業所・薬局）46.3% (40%)、食育・食環境領域（学校・保育施設・食品）19.5% (35%)、その他2.4%であった。こどもの生活専攻では就職希望学生38名のうち、小学校教諭21.1% (30%)、幼稚園教諭・保育士65.8%【内】公立園70% (70%)、公務員2.6%、一般10.5%と多くの項目で目標を達成できた。※（ ）は目標数

<キャリア形成（教育課程内）に関する体制>

本学は教育課程内の実践活動により、各学科の特徴に応じたキャリア支援を行っている。

ライフスタイル学科は「インターンシップ論」「キャリアデザイン講座」でインターンシップの実施と就職支援を行っている。教職課程委員会では、教員採用試験に対

し、「教職試験対策講座」「模擬試験」「面接対策」などを行っている。目指せる資格取得は中学校教諭一種免許状（家庭）、中学校一種免許状（家庭）、フードスペシャリスト、スポーツインストラクター、商品プランナー、商品装飾展示士、色彩検定がある。2018年～2022年度の家庭科教諭採用実績は15名であった。

管理栄養学科は、卒業後は全員が専門職への就職を目指し「専門実践演習」において「疾病治療・重症化予防（病院や福祉）」「疾病予防（事業所や薬局）」「食育・食環境（学校・保育施設・食品）」の3分野に分かれて、専門職に対するキャリア支援を行っている。目指せる資格取得は管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許状、食品衛生管理者任用資格、食品衛生監視員任用資格、健康運動実践指導者、NR・サプリメントアドバイザー、商品プランナーがある。専門職としての就職状況は2018年～2022年度で94%であった。

こどもの生活学科は、「エクスターンⅠ・Ⅱ」「学泉アカデミーA～F」で教育者・保育者として表現力豊かな人材をインターンシップやダンス・レクリエーションなどの専門スキルをこの教育課程を通じ育成している。目指せる資格取得は小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、スポーツインストラクター、色彩検定、おもちゃインストラクターがある。2018～2022年度の小学校教諭採用実績は31名（常勤講師を含む）、公立園（保育・幼稚園・こども園など）採用実績は24名（常勤講師を含む）であった。

<キャリア形成（教育課程外）に関する体制>

就職課において、3年次の前・後期には「就職ガイダンス」「合同企業説明会」、「面接対策講座」「業界企業研究会」「無料模試受験会」「業界企業卒業生を招き仕事現場の現状を聴かせる会」「保護者のための就職セミナー」などを様々な講座を開催しており、インターンシップに向けた基本的マナーだけにとどまらず、履歴書作成や面接対策などの具体的な始動に努めている。また、教職課程委員会とは教員採用試験に向けた対策など、教員採用に向けた就職活動が円滑に行えるよう連携を取っている。さらに本学独自の人材形成として「社会人基礎力外部者面談」を継続して実施し、地域と社会に貢献できる社会人の育成を目指した就職支援を行っている。

就職ガイダンスは3学科毎に指導内容やスケジュールを調整し、前期は、「自己分析」、「履歴書の書き方」、「J-netの登録」、「求人票の見方」、「就職活動の流れ」や「マナー」など就職活動に必要な基本指導を、後期は「職業適性検査」、「SPI」、「面接・グループディスカッション対策」、「筆記対策講座」、「本番直前対策講座」等の指導を行っている。就職委員と就職課で情報共有し就職ガイダンスの出席状況を随時確認し、多くの学生が参加できるよう学生支援を実施している。

2022年度から早期の就職ガイダンスの取り組みとして、「2年生就職ガイダンス」を実施し、早期から就職活動に対するビジョンを確立できるよう段階的に取り組みを強化している。

さらに就職指導に関する振り返りとして、毎年2月「卒業時アンケート」と8月に「卒業生アンケート」を実施し、学生や卒業生に対し、就職に関する満足度や就職指導に関する振り返りを行い、就職支援に対する見直しを行っている。また、その内容

を HP で公開している。

さらに、2021 年度から企業との連携を見直し「企業との意見交換会」を開催し、採用する側の人材育成に関する意見を行っている。その結果、企業から「学内推薦制度」をいただけ、安定的な学生の内定率維持に繋がっている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の希望進路の実現に向けて、教育課程外で実施している「就職ガイダンス」「社会人基礎力外部者面談」の「学内企業説明会」の 3 つの内容充実のための改善を考えている。

まず、「就職ガイダンス」は、2 年次後期から 3 年次前期にかけて、インターンシップの参加率アップを目標にした内容にしたいと考えている。現在 3 年生前期までの参加率が学科によりばらついている状態にあり、就職ガイダンスの内容を改善したいと考える。そのためには就職ガイダンスの内容について、それぞれの学科の学生の特性やキャリア教育に合わせた、就職ガイダンスを再構築することで、参加率向上に向けた充実を図りたいと考えている。

次に、「社会人基礎力外部者面談」についてであるが、本学は社会人基礎力の育成に取り組んでおり、外部の評価員の方に面接をしていただくことで、自分の考えを発信できる良い機会となっている。そして専門的なアドバイスの中から自己肯定感に繋がるよい機会となっている。しかし、その成果の検証については不十分な点がある為、アンケート等を通じ就職活動における満足度の向上に努めたいと考える。

「学内企業説明会」においては、コロナ禍の中、継続して実施を行ってきた。さらに令和 3 年から企業を集めて意見交換会を開催することで、本学の学生に不足する能力や期待される能力など企業側から見た本学学生の特徴を客観的に評価していただくことができ、就職指導内容を見直してきた。今後、さらに多くの学生が専門性を活かした就職先に就けるよう環境を整える必要があり、連携企業に就職した卒業生に仕事現場の現状を聴かせる会の充実を図る必要がある。そこで、大学と企業のよりよい関係が強化ができるよう、学内企業説明会や仕事現場の現状を聴かせる会等の企業との接点に対する改善が必要であると考えます。

エビデンス

【資料 2-3-1】 就職相談室の状況

【資料 2-3-2】 就職相談室の状況

【資料 2-3-3】 就職先の状況

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準事項 2-4 を満たしている

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-4-①学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活を支援する分掌として学生委員会を置いている【規程】。構成メンバーは、学生委員長、各学科の教員1人、学生会顧問、保健室担当職員である。学生委員会は、月に1回、学生課の職員も入れて定例の委員会を開催している。この委員会は、併設されている愛知学泉短期大学の学生委員会と合同で行っている。主な年間行事は、前期・後期オリエンテーション、避難訓練、消火訓練、大学祭、ヨーロッパ研修旅行などである。学生に懲戒事案が発生した場合は、学生委員会が、学生に対して事実確認、事情聴取を行い、学長に懲戒処分についての意見書を提出する。学長が処分を決定した後は、対象学生の所属学科の協力を得て、面談・指導を行う【学則・細則】。ただし、令和4年度も新型コロナの影響で、ヨーロッパ研修旅行は中止、避難訓練は分散開催、大学祭は規模を縮小しての開催となった。

学生生活の様々な場面での相談、助言、指導については、学生委員や助手との連携の下、各学科・各学年・クラスに配置している指導教員を中心に行っている【Campus Life】。指導教員は、定期的な個人面談を行い、聴き取る機会を設定している。卒業研究はゼミナール形式の授業となっており、生活面の個別相談も行っている。これらの聴き取りより、特に心配な学生については、各学科学生委員から学生委員会に報告があり、学部全体で共有している【議事録】。

事務については、主に学生課が行っている。具体的な業務は、学生委員会への参加、学生生活支援、各種証明書の発行、学生の学内・学外活動の支援、奨学金・学研災などの修学支援、年間行事への支援、学生便覧(Campus Life)の発行などがある【Campus Life】。

2) 学生生活指導および支援

前期・後期オリエンテーションにおいて、「建学の精神」の理解と啓発、キャンパスマナーの徹底、飲酒・喫煙・SNSの利用・交通事故に関する注意喚起など、学生生活全般にわたる指導を行っている。また、キャンパスマナーの強化期間を設け、学生委員を中心に校内美化、自動車・自動二輪通学の指導を行っている。また建学の精神を意識した挨拶キャンペーンも実施している。

岡崎キャンパスへの通学方法は、徒歩、自転車、自動車、スクールバスである。自転車の駐輪場は340台、自動二輪・原動機付自転車用駐車スペース35台分、学生駐車場を440台程度用意している。自動二輪・原動機付自転車および自動車通学は許可制としている。自動車通学許可申請時には、学生課にて通学上の注意、駐車場利用心得の指導、任意保険の契約確認などを行い、許可ステッカーを交付している。安全運転の指導は、キャンパスマナー強化期間や定期的な駐車場見回りでも行っている。

スクールバスは、大学主体で名鉄 東岡崎駅－愛知環状鉄道 北岡崎駅－大学間と、JR 安城駅－大学間の2路線を運行している。新型コロナの影響で、令和2(2020)年度から、スクールバスを増便している。また乗車時の手指消毒や会話の禁止など、感染拡大防止の対応を指示している。

平成19(2007)年度から、キャンパス内禁煙を実施している。キャンパス周辺の道路も禁煙区域としており、キャンパスマナー強化期間に学生委員による見回りも行っ

ている。また、大学出入り口付近での違反喫煙の解消を主な目的に、体育館東側に喫煙所を設置している。

4) 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構の奨学金と高等教育の修学支援を中心に支援している。令和4（2022）年度は、209名（全体の37%）が貸与または給付を受けている。その他、民間の財団や自治体などが募集する奨学生についても、情報を発信し、毎年数人が貸与されている。また、下宿生を中心に自治体より提供された食料や生活用品等を配布している。

5) 課外活動支援

(a) クラブ・サークル活動への支援

サークル活動は学生主体である。各サークルには顧問をおき、教職員も積極的に関わり、学生とのコミュニケーションを図っている。学校の施設利用や活動する際は、届を提出させ、サークル顧問、学生会顧問および学生委員長が確認している。支援や助言も行っている。コロナ禍以前は、ほとんどサークルが週1、2回活動を行い、大会などへの参加も行われていたが、令和4（2022）年度は感染拡大防止の観点から、活動をほぼ自粛した。

(b) 学生会活動への支援

学生会は、学生の人格の陶冶、教養の向上ならびに学生相互の親睦をはかることを目的としている。学生会には、役員会の他、代議員会、大学祭実行委員会があり、活動の支援・助言を行うために顧問を置いている。コロナ禍以前は、学生総会や大学祭実行委員会、クラブ・サークル長会議などを開催し、活発に活動していた。主な行事としては、大学祭、スポーツ大会、新入生歓迎会、夏まつり、ハロウィンパーティ、クリスマスパーティなどの学内行事に加え、花のとう、学生フォーラムなどの学外行事、韓国の烏山大学学生との国際交流などがあった。令和4（2022）年度は、感染拡大防止の観点から、大学祭の縮小開催など、ほぼすべての活動を中止または規模縮小とした。

(c) 海外研修への支援

愛知学泉短期大学の学生委員会と共同で、ヨーロッパ研修旅行を企画していた。現地の文化・歴史に直接触れ、学生の専門分野に近い研修の提供を目的にしている。令和4（2022）年度は、感染拡大防止の観点から、実施できなかった。

6) 健康管理

学生の日々の全般的な健康管理は、保健室に専門職員1名が常駐し、学生課と共に対応している。必要に応じて近隣の病院への搬送や紹介も行っている。健康面に不安を抱える学生からは入学時に保健室の職員が聞き取りを行っており、必要に応じて学科教員に情報共有を行っている。また月1回の学生委員会では、各学科から健康面に不安を抱える学生の状況報告が、保健室からは保健室来室状況や学生相談室利用状況が報告されるため、学生課も含めて相互に情報交換を行っている。

健康診断は、全学生を対象に年1回行っている。2次検査が必要な学生には、保健室が学生委員を通して連絡し、個別対応を行っている。

学内の新型コロナウイルスの感染状況は、学生課が集約している。新型コロナウイルスの対応として、

令和 3 (2021) 年度に内容を見直した感染拡大予防ガイドラインの周知と健康チェックシートを活用して、各自の感染予防の徹底と毎日の健康観察（検温、自覚症状の有無、行動履歴等）を学生に協力をお願いしている。インフルエンザ感染予防喚起と感染時の手続きも提示している。学外実習への支援としては、引率者が持参する救急用品の準備を行っている。

2) 心的支援および生活相談

平成 24 (2012) 年度から、学生の心の問題を相談できる学生相談室を開設している。令和元年度までは、週 1 回非常勤のカウンセラーを置いていたが、利用数の増加に伴い、令和 2 (2020) 年度から週 2 回に増設している。カウンセラーは、臨床心理士の資格を有する非常勤職員である。

障害者差別解消法への対応として、平成 31 (2019) 年度より合理的配慮願いの対応を行っている。令和 2 (2020) 年度に「合理的配慮ガイドライン」と「合理的配慮学内フロー」を再度整備し、運用している。

ハラスメント防止のため、入学時には、「ハラスメント相談への手引き」を配布して、学生・教職員に周知し、防止に努めている。愛知学泉短期大学と合同で組織したハラスメント委員会に専門教員 2 名を置いて相談窓口を設け、実際に問題が生じた場合は、解決に向けて取り組むような体制を整えている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4 (2022) 年度も、新型コロナの影響で、多くの活動が中止または規模縮小を余儀なくされた。次年度以降は制限が緩和される見込みがあるため、活動の多くがコロナ禍以前のようになると思われるが、感染状況の注視や各自の感染防止対策を行いながら、安全に活動できるよう支援を行っていく。

また、学生相談室の利用件数が増え続けていることから、カウンセリングの機会を増やすため、専任職員の配置や開設日の増加が望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

愛知県岡崎市の西北に位置する本学は、校地すべてにおいて併設短期大学である愛知学泉短期大学と共用している。校地面積は、大学・短期大学共用で 36,329 m²を有しており、設置基準を十分に満たしている。

校舎については、大学専用(6,816 m²)と短期大学との共有部分における大学按分専用面積(4,967 m²)を含めて11,783 m²となっている。現状、本学の収容定員760名に対する施設としては、十分な広さと機能を有している。

2018(平成30)年に耐震対策事業の一環として6号館を新たに建設した。これに伴い、耐震性に問題のあった旧3号館を撤去し、大学及び短期大学が保有する学校施設における耐震対策率は100%となった。学校施設の維持管理運用については、事務局総務課が行い、学内の危険箇所等の早期発見、改善に寄与している。

施設管理における保守・点検は、法人事務局と連携して3年ごとに業者の見直しを行い、それぞれの業者との業務委託契約を締結している。

定期的なメンテナンスや日常的に発生する故障や修理が必要な場合には、これらの委託会社に対応しているため問題はない。さらに、建物の大規模修繕工事等については、法人事務局が主導する「施設設備の修繕5ヶ年プロジェクト」において検討し、予算化するなどの対応を取っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実験・実習設備は、管理栄養学科が授業を行う3号館を中心に配置されている。学内には、専門的な技術の修得に必要な栄養教育実習室、第2臨床栄養実習室、給食経営管理実習室など、大学専用で14の実験実習室が整備されている。これらの実験実習室には、映像機器や測定機器、模型教材等などが配備されており、それらを活用した視覚的な実習を行うことができ、学生の技術指導に役立っている。また、すべての教室はプロジェクターとスクリーン、ネットワークが使える環境を整備している。さらには、短期大学との共用の施設として、こどもの生活学科におけるピアノ実習室なども整備されている。

3号館の給食経営管理実習室は、HACCP対応の実習室となっており、食の安全管理、衛生管理についての学習が実施できる体制をとっている。

図書館は短期大学と共有の図書館であり、令和4(2022)年5月1日現在における蔵書数は、家政学部(大学)所蔵66,237冊、短期大学所蔵の76,682冊と合わせて142,919冊である。図書館システムはキャンパスの再編に伴い、令和3(2021)年10月から、従来の「ネオシリウス」から「情報館」に変更して導入し、利用者の利便性に考慮した対応を取っている。

図書館の雑誌タイトル数は、バックナンバーを含め470種誌である。年間利用者数は、12,124人(短期大学生、教職員を含む)、閲覧用座席数は2・3階合わせて224席を提供している。年間貸出冊数は、5,957冊(学部生2,032冊、短期大学生2,771冊、教職員1,132冊、その他22冊)である。

図書館の2階は、専門書を中心に配架し、雑誌・新聞のブラウジングコーナー、資料コーナー、パソコンコーナーを設け閲覧席との区別をしている。学生からの要望に対応し、利用条件を緩和するなど、利用者に沿った対応を取っている。2階フロアは利用者が利用相談、共同作業が出来るよう、周りに迷惑をかけない範囲での会話を自由にした。3階は、国家試験対策等の勉強に集中出来るようにパーティションで仕切った。また、資格試験のコーナーを設けて利便性を高めている。

体育施設は体育館・テニスコートである。体育館は、1階にトレーニングルーム、小体育室があり、2階にはバスケットボールコート2面が取れるアリーナがある。テニスコートは家政学部と短期大学共用で5面あり、学生会主催の運動会などでグラウンドが必要な場合は隣地の附属高校のグラウンドを利用している。

学生が利用可能なコンピュータは280台設置され、学内にあるコンピュータは全てインターネットに接続されており、学修機会や研究などに利用されている。

学修環境の変化に伴い、学生が個人で所有しているスマートフォンなどの携帯端末の授業内での活用や、学生一人ひとりがコンピュータを所有して学内で活用することが考えられるため、6号館では全教室にプロジェクタ及びWi-Fiを設置している。

令和2年の新型コロナの爆発的な感染に伴い、授業をオンラインで対応したため、通信回線容量の不足状況が出た。これにより、全館Wi-Fiが使える環境整備の改善に取り組んだ。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策として、1号館のスロープの設置、3号館1階2階、5号館1階及び6号館1階に障がい者用トイレを設置している。

すべての施設への入館に際してはバリアフリー化の対応ができています。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

家政学部は3つの学科に分かれており、ほとんどの授業は学科毎に行われている。

ライフスタイル学科は1学年の定員は40人であり、1クラス体制で編成している。

管理栄養学科は1学年80人が定員であり、栄養士法施行規則に基づき、講義科目、実験実習科目を含むすべての授業は40人単位で行っている。1学年が90人を超える場合は3クラス編成にし、適切な規模で行っている。

こどもの生活学科は1学年の定員が70人であり、ほとんどの授業は1学年2クラス体制（40人以下）で授業を行っている。

家政学部では、すべての学科におけるほとんどの授業はクラス単位で履修するため、適正なクラスサイズで授業を実施している。

「授業アンケート」、「学生生活に関するアンケート」、「キャンパス生活に関するアンケート」、「みんなの意見箱」及び「学生会」からの意見では、受講学生数についての要望は特になかった。授業実施における受講学生数は、教育効果を上げる適正規模であったと考える。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎については、基準を満たしており十分である。図書館・食堂などの施設は比較的新しく、学生の意見も取り入れ、利用しやすさなど問題はないと判断している。

耐震についてもすべての建物について基準を満たしている。

現状の社会情勢から、情報に関する学習環境支援について、学内のどこでも高速でインターネットに接続できる通信環境や、授業並びに自学自習やグループでの学修

に利用可能な施設などのハードウェアの整備、それらの設備や新しい技術を効果的に学修に取り入れるための教員支援、いつでも安定的に利用するための定期的な環境整備を含めた利用支援体制の整備を今後さらに進めていきたい。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・文責と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学習支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「授業評価アンケート」は、FD 委員会・IR 室教務委員会の共同において毎年度前・後期ともに 1 回ずつ全授業科目に対して Web アンケート (google forms) を無記名式で実施している。アンケート項目については、毎年教務委員会・FD 委員会で検証している。授業評価アンケートは、教員の授業に対する評価 (7 項目の質問) と学生自身の学修に対する評価 (12 項目) で構成されている。2022 年度は、学生自身の学修に対する評価項目内に「あなたは、この授業を通してシラバスの「科目の概要」に記載されているディプロマポリシーに到達しました」の質問を追加した。授業評価アンケートを実施した後、アンケートの集計結果を各科目担当教員にフィードバックし、これを基に教授法の振り返りを目的とした授業改善計画書 (リフレクションペーパー) の作成を依頼している。作成したリフレクションペーパーは、教務課で紙媒体として保存し、教職員を含めて全学生が閲覧可能な環境を整えている。さらに、各授業評価アンケート結果を各学科・専攻に再集計し、学科・専攻毎の総括として学科・専攻長より講評をいただいている。授業評価アンケートの講評については、授業評価アンケート結果と共に、本学 HP 上で情報公表している。

愛知学泉大学家政学部では、全科目について予習・本時・復習が一体となったオリジナル PCR シートを導入し、本時の学修だけでなく、自己学修を促す支援を実施している。この学修支援 (予習・復習) の実施状況、理解度、費やした時間を、授業評価アンケートで質問・回答・分析し、各教員へフィードバックしている。このアンケート結果については、各教員にフィードバックした後、授業改善計画書を作成していただいている。

また、2022 年度に FD 委員会で、選抜した学生 (各学科 2 名 : 計 6 名) とともに FD ミーティングを開催し、学生の要望の聴き取りを実施した。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援の満足度や要望の聴き取りまでは実施できているので、それからの具体的な改善策等の立案・実施をしていく。また、授業評価アンケート結果より得られた予復習時間の実態が、シラバスに記載している時間と解離しているため、予復習内容や時間割上の工夫について今後検討していく。また、授業評価アンケート結果より、教

員に対する評価は軒並み高い評価であったが、学生が努力していることは教員に伝わってくるが、アンケート結果では自己の学修に対する評価が低い状況であるため、自己肯定感を高める声かけ等の必要性がある。

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準事項 2-6 を満たしている

(2) 2-6-②の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

1) 学生生活調査

学生生活全般について学生から意見を聞く機会として、年 1 回、後期オリエンテーション時に「学生生活調査」を Web アンケート(google forms)の無記名式で実施している。また、卒業学年を対象に、1, 2 月に「卒業時の学生生活に関する調査」もアンケート調査も行い、学生の意見・要望の把握に努めている。「学生生活調査」アンケート項目は、学内での生活、大学のサービス・設備、学外での生活、抱えている不安・悩み、キャンパスマナーの 5 つに関わることを尋ねている。なお、令和 4 (2022) 年度は昨年度までのアンケート結果を基に、アンケート項目の見直しを行い、より学生が求めている意見・要望を把握できるよう改善した。調査の集計・分析は学生委員会が行っており、調査の結果は、学生委員会、運営委員会、連絡会議で教員に提示し、学生には、掲示板や学生が目にしやすい場所に掲示してフィードバックしている。

令和 4 (2022) 年度後期オリエンテーション時に実施した「学生生活調査」は、大学学生 517 名の結果が得られた。この調査結果から、何かしらの悩みがある学生が大学全体で 66%いたが、相談できる友人がいない学生が 6%いた。また、精神的に安定していないと回答した学生が 15%いたことから、心に問題を抱えている学生は潜在的に存在することが分かった。学生相談室開設増加を望む学生は 12%いたが、学生相談室の存在を知らない学生も 6%いたことから、より安心して学生生活を送れるように、学生の居場所作りと共に、学生相談室利用案内の徹底、相談室開設の増加、さらに常設が望ましいと考える。

2) 健康相談や経済的支援

経済的支援や健康相談や合理的配慮を望む学生に対しては、上述したクラス指導教員との面談や相談を基に、特に心配な学生については、学生委員から学生委員会に報告があり、学部全体で共有した上で、学生委員・学生課・保健室が連携して対応している。経済支援が必要な学生に対しては、民間の財団や自治体などが募集する奨学生の情報を示し、申請書類作成の支援を指導教員や学生課が随時行ってきた結果、毎年数人が貸与されている。合理的配慮が必要な学生に対しては、保健室と指導教員が連携し、必要な配慮について検討し、令和 4 (2022) 年度は、3 件の合理的配慮願が提出されて受理された。

3) 意見箱

学生からの自由な意見・要望を拾い上げることを目的に、平成 29 (2017) 年度より「ご意見箱」を設置している。設置当初は意見が少なかったが、学生への周知を徹底したことで、令和 2 (2022) 年度より投書が増えている。意見箱への投書内容は、月 1 度の学生委員会で報告され、対応を検討している。令和 4 (2022) 年 11 月からは、これまで自由な様式であったものから、記名または無記名を選択して投書できる専用の用紙を用意した。記名のある物に関しては、大学側の対応を該当学生にきちんとフィードバックすることができ、より明確に対応を伝えられるようになっている。令和 4 (2022) 年度は 66 件の投書があり、事務局・関係する部署・教職員等に確認をし、記名者には文書で回答している。

(3) 2-6-②の改善・向上方策（将来計画）

学生相談室のさらなる周知や開設日の増加など、相談機会を増やすことが急務であると考えられ、関係する部署に学生委員会からも要望を出し、対応していく必要がある。また、コロナ禍以前に実施していた、教職員の学生指導力向上勉強会を今後開催し、学生が少しでも相談できる環境を増やす必要がある。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準事項 2-6 を満たしている

(2) 2-6-③の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

1) 学生生活調査

上述した「学生生活調査」結果から、学生が望む充実させてほしい学内施設・設備として、「Wi-Fi 環境の充実」79%、「昼食場所の増加」73%、「スクールバスの増便」66%と多く学生が挙げられた。また、何かしらの悩みがある学生が大学全体で 66%いたが、相談できる友人がいない学生が 6%いる結果であった。

2) 意見箱

上述した「意見箱」では、令和 4 (2022) 年度にスクールバス関連が 19 件、施設・設備に関する意見として 29 件投書があった。特にスクールバスの増便や時間変更の要望や空調の調節、施設備品の破損や修理依頼等の内容であり、事務局・関係する部署・教職員等に確認をし、その都度対応を行った。

(3) 2-6-③の改善・向上方策（将来計画）

学生生活調査からは、友だちと気軽に話せる場所・キャンパス内でくつろげる居場所の充実として、「Wi-Fi の充実」、「昼食場所の確保」、「スクールバスの増便」の改善要望が出されていることを報告し、改善をお願いする。特に、スクールバス増便や時間変更に関しては、意見箱からも学生の要望として出ている。要望が出る度に関係する職員に報告し、意見があることは伝えているが、根本的解決に至っていないため、今後も意見・要望があれば伝えていく必要がある。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適応

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・本学は令和4(2022)年度、令和2(2020)年度に行った学部改組に伴い、1～3年次生（以下、現体制）と4年次生以上（以下、前体制）の2つの学部・学科構成となっており、それぞれの学位プログラムや教育課程を有している。

・前体制の三つのポリシーに関しては、平成29(2017)年度から学校教育法施行規則に定められた各大学における三つのポリシーの公表義務化にともない、本学では平成29(2017)年に三つのポリシーの再構成と点検を行った。

・現体制の三つのポリシーは、令和2(2020)年度の学部改組に伴い『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を各学科の構成員を中心に三つのポリシーを再構成したものを、家政学部の教務委員会、就職委員会、関係事務部署（教務課、就職課、入試課）が学生及び受験生、就職先等ステークホルダーの観点を踏まえて点検を行った。最終的には令和2(2020)年度教授会において報告し承認された。また、本学の三つのポリシーは、学則第10条に基づいて、学科別に策定している。【資料 3-1-①-1】

・ディプロマ・ポリシーをはじめとする三つのポリシーの周知方法は、本学ホームページをはじめ、受験生に対しては学生募集要項、在学生及び教職員には「Campus Life」へ掲載し周知している。また、令和4(2022)年度からは各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性をシラバスに記載することで、当該授業科目の到達目標とあわせ、学生が身に付けるべき資質や能力を示して認識の共有を図っている。【資料 3-1-①-2】【資料 3-1-①-3】【資料 3-1-①-4】【資料 3-1-①-5】【資料 3-1-①-6】

【資料 3-1-①-1 教授会 議事録】

【資料 3-1-①-2 大学ホームページ】

【資料 3-1-①-3 Campus Life】

【資料 3-1-①-4 令和4(2022)年度シラバス】

【資料 3-1-①-5 令和4(2022)シラバス作成説明会案内】

【資料 3-1-①-6 令和4(2022)シラバス作成説明会資料】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

・本学学則には、学校教育法施行規則第4条の4に基づき、学修の評価及び課程修了の認定に関する事項を記載しており、学位授与の方針等については第10条、単位の計算方法については大学設置基準第21条に則り、学則第19条に単位評定の評価（成績）と履修した科目の単位認定基準に関しては学則第20条、本学で卒業要件については第23条に定めている。【資料3-1-②-1】

・学則に基づいて学部・学科毎に定められた運用上の詳細事項はCampus Lifeに明示し周知している。Campus Lifeは、本学ウェブサイトや冊子として配布・公表している。学生に対してはCampus Lifeに基づく履修指導等を各学期のオリエンテーションで教務委員が行っている。【資料3-1-②-2】

1) 単位認定基準

単位認定基準については、愛知学泉大学学則第20条に定めている。また、「Campus Life」の「学習の手引き」に単位認定基準を記載し、各学期のオリエンテーション時に教務委員により学生に周知している【資料3-1-②-3】

・履修科目の単位は、各科目の評価基準から算定される「評点」（0～100点）及び、それに対応する「評価の表示」において、評点60点以上（評価「C」以上）である場合と合否による単位認定、既取得等単位の場合に認定される。評点の段階と評点の表示、評価の基準、合否・認定の区分は、「エビデンス集 表3-2」に示すとおりである。

・成績の評価法は、全開講科目シラバスに明示した「評価方法及び評価の基準」に沿って算出される。各科目のシラバスには、「到達目標」、「ディプロマ・ポリシーとの関係」が明示されている。シラバス内の成績評価欄には評価対象（学修成果、学修行動）、評価方法（学期末試験、平常評価）、評価項目（筆記試験、小テスト、レポート、成果発表（プレゼンテーション・作品制作等）、社会人基礎力（学修態度））、評価割合、各評価方法・評価にあたって重視する観点についてコメントを記載している。全科目のシラバスは、PCやスマホといったタブレット端末より教務システムにアクセスすることで、いつでもどこでも閲覧可能としている。【資料3-1-②-4】

・学則第21条で当該授業への欠課時数が授業時数の3分の1を超えた学生には、当該受験科目の単位を与えないとの定めを設けている。【資料3-1-②-5】

・GPA（Grade Point Average）の活用は、平成29（2017）年度より、学修状況及び成果を示す指標として、GPAを算出することにより、学生の学習意欲の向上および適切な修学や進路指導に利用することを目的にGPA制度を導入した。これにより学生は当該学期の学修の状況を客観的に把握し、自己の学修の成果を経年的に振り返ることができる。また、指導教員は学生の学修の状況を把握することにより、履修計画や学修指導を行うことができる。

・GPAは、履修登録した科目の成績評価をGPポイントの4～0までの点数に置き換え、それぞれの単位数を乗し、その合計を履修登録単位数で除して算出している。【資料3-1-②-6】

・学生は、自らの GPA 値を教務システムで、経年変化も含めて参照できる。【資料 3-1-②-7】

・GPA を活用した履修計画や学修指導は、各学期で実施する指導教員による面談時に活用する他、「愛知学泉大学の学生に対する学業指導及び退学勧告に関するガイドライン」を基に、GPA が 2 期連続 1.0 未満の学生に対しては学科長、さらに期連続は学部長による履修計画と学修指導に活用し、厳正に適用している。【資料 3-1-③-8】

2) 進級基準

本学部は原級留置制度を設けていない。

・本学部は、学習の手引き履修要項の 16 条、卒業研究の履修要件として、ライフスタイル学科・こどもの生活学科は、3 年次修了時に、卒業に必要な単位の内 93 単位を修得していなければならないとしている。また、管理栄養学科は、3 年前期までに開講されている卒業に必要な専門科目の単位の 4 分の 3 を修得していなければならないことを定めている。【資料 3-1-②-9】

3) 卒業認定

・学校教育法第 87 条、大学設置基準第 32 条に基づき、本学学則第 31 条に規定する修業年限 4 年以上在学し、かつ学則第 23 条に規定する所定の授業科目の単位の修得が卒業要件となる。

本学に 4 年以上在学し、第 23 条の所定の単位数を修得した者には、原則として卒業認定し、卒業証書および学士（家政学）の学位を授与することを定めている。この規定を基に、卒業要件を満たした者を教授会での審議を経て学長が認定する。また、卒業時に授与される学位は、本学学則第 31 条に定めている。【資料 3-1-②-10】

・卒業要件は、Campus Life の履修の手引きに記載及びオリエンテーションを通じて、学生に周知している。【資料 3-1-②-11】

【資料 3-1-②-1 令和 4（2022）年度 Campus Life】

【資料 3-1-②-2 各学科別のオリエンテーション実施要項】

【資料 3-1-②-3 令和 4（2022）年度 Campus Life 】

【資料 3-1-②-4 令和 4（2022）年度 シラバス】

【資料 3-1-②-5 令和 4（2022）年度 Campus Life 学則】

【資料 3-1-②-6 令和 4（2022）年度 Campus Life GPA 制度について】

【資料 3-1-②-7 教務システム GPA 値】

【資料 3-1-③-8 愛知学泉大学の学生に対する学業指導及び退学勧告に関するガイドライン】

【資料 3-1-②-9 令和 4（2022）年度 Campus Life 学習の手引き】

【資料 3-1-②-10 令和 4（2022）年度 Campus Life 学則】

【資料 3-1-②-11 令和 4（2022）年度オリエンテーション実施要項】

3-1-③ 単位認定の基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

・単位認定の厳正な適用については、学生にはシラバスに基づく評価基準を明確に周知し、試験等における不正行為は謹慎処分となる。また、成績評価に関する問い合わせは「成績に関する疑問調査依頼書」により実施されている。【資料3-1-③-1】

・シラバスの適正な整備については、シラバス執筆要項を教務委員会で作成し、そこで評価方法及び評価の基準等を明確に示し、専任教員を対象に説明会を開催している。また、非常勤講師には、シラバス執筆要項を送り、質問等を教務課で受け付けている。さらにシラバス執筆後に学内第三者チェックを実施し、修正が必要なシラバスは、担当教員に修正依頼をして改善をしている。また、科目担当者は授業の初回のオリエンテーション時等に成績評価基準と成績評価の方法等について具体的に説明を行っている。【資料3-1-③-2】 【資料3-1-③-3】

・試験等における不正行為への謹慎処分については、本学学則第59条の規程に基づき退学、停学または訓告の懲戒処分になり、Campus Life 学習の手引き 期末試験要項第5条、該当学期の単位は認定されないことが記載され、学生には周知している。【資料3-1-③-4】

・成績評価に関する問い合わせ制度は、成績の発表後、直前の成績評価に問い合わせがある場合は、所定の期間内に「成績に関する疑問調査依頼書」に記入、教務課に提出することとしている。教務課から担当教員へ確認を行い、回答は教務課より学生に行うこととしている。【資料3-1-③-5】

・卒業研究の履修条件や卒業するための成績評価は、卒業担当教員による卒業研究のシラバスに成績評価を記載し、基準に基づいた評価を厳正にしている。【資料3-1-③-6】

・卒業認定基準の厳正な適用は、本学学則第31条に基づき、教授会での審議を経て学長が認定を行っており、判定の適正性と透明性を確保している。【資料3-1-③-7】
以上より、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

【資料 3-1-③-1 成績に関する疑問調査依頼書】

【資料 3-1-③-2 令和 4（2022）シラバス第三者チェック結果】

【資料 3-1-③-3 令和 4（2022）シラバス】

【資料 3-1-③-4 Campus Life 学習の手引き 期末試験要項】

【資料 3-1-③-5 成績に関する疑問調査依頼書】

【資料 3-1-③-6 シラバス】

【資料 3-1-③-7 学則】

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の単位認定、卒業認定、修了認定の改善・向上方策としては、教学マネジメント指針（令和2(2020)年1月、中央教育審議会大学分科会）に示されているように、三つの方針に基づき自律的に体系的かつ組織的な大学教育を展開し、その成果の適切な点検・評価を行い、その上で教育改善に取り組むことが必要である。

・令和 5（2023）年度は、大学・学部の三つのポリシーを策定中であり、それに整合した各学科のディプロマ・ポリシーを策定する予定である。

- ・学部の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、一人ひとりの学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果や、大学の学位プログラムを通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を備えた学生が育成できていることなど、「教育成果」に関する情報を的確に把握・可視化するシステムを開発する。
- ・そのためには、教育課程の改善に活用できる複数の情報を組み合わせた「教育成果・学生の資質・能力の修得の実感」などによる多角的な把握と可視化への取組み、その際の学修成果・教育成果の可視化を適切に行う上での前提として、成績評価基準の考え方や信頼性を確保するための科目間の基準の揺らぎを可能な範囲で排除する、厳正な成績評価基準の検討に取り組む。
- ・さらに、卒業時に総合的評価として、学修成果に GPA を活用してディプロマ・ポリシーの達成度を経時的に可視化できるように取り組む。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・本学部・学科の教育研究上の教育目標は、学則第 4 条に定めている。また、第 10 条に三つのポリシーの基本方針に基づき、各学科のディプロマ・ポリシーを定め、一体的で整合性のあるものとしてカリキュラム・ポリシーを策定している。【資料 3-2-①-1】 【資料 3-2-①-2】

・カリキュラム・ポリシーの周知方法としては、本学ホームページをはじめ、在学生及び教職員には「Campus Life」へ掲載し周知している。【資料 3-2-①-3】

【資料 3-2-①-1 学則】

【資料 3-2-①-2 Campus Life 三つのポリシー】

【資料 3-2-①-3 Campus Life】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・本学部の教育課程は、学則第 4 条、学部・学科の教育目標と教育方針の下に、各学科のディプロマ・ポリシーを策定している。各学科のディプロマ・ポリシーに対応し、学生が身に付けるべき資質や能力を育成するカリキュラム・ポリシーとして、一貫性をもって教育研究活動を行っている。【資料 3-2-②-1】

・ライフスタイル学科のカリキュラム・ポリシーは、共通科目と専門科目から構成し、すべての科目において、グループワークの機会を設定している。そして、地域と連携した内容の授業科目を各年次に配置することによって、社会人基礎力・pisa 型学力を育成している。授業形態は、講義、演習、実習、実験の4タイプ用意している。さらに、各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムマップを作成している。共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するために、家政学部共通科目として編成している。【資料 3-2-②-2】

・管理栄養学科のカリキュラム・ポリシーは、共通科目と専門科目から構成している。授業形態は、講義・演習・実習・実験の4タイプ用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムマップを作成している。また、共通科目は社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するために、学部共通科目として編成している。学科の専門科目は、管理栄養士の資格を生かした「疾病治療・重症化予防」、「疾病予防」、「食育・食環境の整備」等、管理栄養士の資格を生かした各分野で活躍する人材の育成を目的としたカリキュラムを編成し、科目の関連性を明確化するためにカリキュラムマップを作成している。なお、本学科は厚生労働省の定める管理栄養士養成施設であり、法令に適合したカリキュラムとなっている。

【資料 3-2-②-3】

・こどもの生活学科のカリキュラム・ポリシーは、共通科目と専門科目から構成し、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格が取得できるように法令等に適合したカリキュラムを編成している。授業形態は、講義・演習・実習の3タイプ用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムマップを作成している。また、共通科目は社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するために、学部共通科目として編成している。専門科目は、教育の意義や理論とともに、各教科教育によって、保育と教育の専門性を高める科目を編成している。【資料 3-2-②-4】

【資料 3-2-②-1 Campus Life カリキュラム・ポリシー】

【資料 3-2-②-2 Campus Life カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科】

【資料 3-2-②-3 Campus Life カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科】

【資料 3-2-②-4 Campus Life カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学は、教育目標及びディプロマ・ポリシーを到達するためにカリキュラム・ポリシーが学科ごとに示され、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成している。教育課程は「共通科目」と「学科専門科目」により構成し、各学科の履修系統図（カリキュラムマップ）も作成している。【資料 3-2-③-1 3 学科カリキュラムマップ】

・履修登録単位数については、キャンパスライフ「X 学習の手引き I 履修要項」の第5章第13条3「1年間に履修登録できる単位数は卒業要件科目で48単位とする。」と明記し、資格に関わる科目については履修を緩和し、単位制度の実質を保つための

工夫を行っている。

・各学科の教育目標を実現するためのカリキュラム・ポリシーは「1.カリキュラム編成の基本方針」を示し、その実践内容として「2.教養教育プログラム」「3.専門教育プログラム」「4.初年次教育プログラム」、「5.キャリア教育プログラム」「6.リメディアル教育プログラム」「7.教職課程教育プログラム」とカリキュラムの実施及び資格対応について段階的な学修ができるように体系的な教育課程編成し、実施している。

〔ライフスタイル学科〕

・カリキュラム編成の基本方針は、共通科目と専門科目から構成している。すべての科目において、グループワークの機会を設定している。そして、地域と連携したプロジェクトを各年次に配置することによって、社会人基礎力・pisa型学力を育成している。

・授業形態は、講義・実験・演習・実習の4タイプ用意しています。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムツリーを作成している。

・共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するために、学部共通科目として編成し、共通科目の卒業要件は24単位以上取得する。

・専門科目は、これからの時代の新しいライフスタイルを創造しうる能力を持った生活者および衣・食・住の領域のエキスパートを育成するための科目として編成している。また「中学校、高等学校の教諭（家庭）」の資格も取得可能である。専門科目の卒業要件は96単位以上を取得する。【資料 3-2-③-2 Campus Life カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科】

〔管理栄養学科〕

・カリキュラム編成の基本方針は、基礎科目と専門科目から構成している。

・授業形態は、講義・実験・演習・実習の4タイプ用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムツリーを作成している。

・共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するために、学部共通科目として編成し、共通科目の卒業要件は24単位以上取得する。

・専門科目は、管理栄養士の資格を生かした「疾病治療・重症化防止」、「疾病予防」、「食育・食環境を整える」等、管理栄養士の資格を生かした分野で活躍する人材の育成を目的としたカリキュラムを編成している。また、「栄養教諭」「健康運動実践指導者」「商品プランナー」「NRサプリメントアドバイザー」の資格も取得可能である。専門科目の卒業要件は84単位以上取得する。なお、厚生労働省の定める管理栄養士養成施設であるので、法令に適合したカリキュラムを構成している。【資料 3-2-③-3 Campus Life カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科】

〔こどもの生活学科〕

・カリキュラム編成の基本方針は、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格が取得できるように法令等に適合したカリキュラムを編成している。

・カリキュラムは共通科目と専門科目から編成している。授業形態は、講義・演習・実習の3タイプ用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムツリーを作成している。

・共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するために、学部共通科目として編成し、共通科目の卒業要件は24単位以上取得する。

・専門科目は、保育・教育職において必要な専門的な能力を獲得することを目的としたカリキュラム編成をしている。専門科目の卒業要件は114単位以上を取得する。

【資料 3-2-③-4 Campus Life カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科】

[シラバスの適切な整備]

・シラバスについては、教育課程すべての科目について整備されている。

・カリキュラムに沿ったシラバスは「科目の概要、学修内容と学修の到達目標、学生に発揮させる社会人基礎力、テキストおよび参考文献、科目と関連、資格と関連する科目、学修上の助言、受講生とのルール、評価方法、到達目標の基準」「毎週の学修内容、授業実施方法、到達レベル最低基準、予習・復習内容とその時間、発揮する社会人基礎力」で構成し、授業を実施している。

・シラバス中の成績の評価方法は、評価対象として「学修成果」と「学修行動（社会人基礎力-学修態度）」を定め、評価割合は「学修成果」を90%、「学修行動」を10%としている。また、「学修成果」の評価方法は、学期末試験、平常評価の小テスト、レポート、成果発表、「学修行動」は、学生に発揮させる社会人基礎力の行動事例を基に、観点別に評価している。**【資料 3-2-③-5 大学ホームページ 教育情報の公表】**

【資料 3-2-③-6 教務システム】

・教務システムでは、履修登録の際にシラバスの閲覧が可能であり、学生は各授業のシラバスを参考にして、履修科目の選択、履修計画の作成を行っている。

・シラバス作成にあたっては、教務委員会が中心となりシラバス作成による書式等を定めた「シラバス作成要領」を策定し、説明会を開催して各教員に記述内容の周知を行っている。

・各教員から提出されたシラバス内容の妥当性と適切性のチェックは、教務委員会で行い、大学設置基準第25条の2の遵守を念頭に内容や形式に不備が生じないように、必要に応じて修正依頼を行っている。**【資料 3-2-③-7 シラバス説明会案内及び資料】**

【資料 3-2-③-8 2022年度シラバス第三者点検結果表】

・各科目のシラバスは年度の始めに当該年度の内容に更新され、大学ホームページで公開されている。また、学生は教務システムから参照可能である。**【資料 3-2-③-9 大学ホームページ】****【資料 3-2-③-10 教務システム】**

【資料 3-2-③-1 3学科カリキュラムマップ】

【資料 3-2-③-2 Campus Life カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科】

- 【資料 3-2-③-3 Campus Life カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科】
- 【資料 3-2-③-4 Campus Life カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科】
- 【資料 3-2-③-5 大学ホームページ 教育情報の公表】
- 【資料 3-2-③-6 教務システム】
- 【資料 3-2-③-7 シラバス説明会案内及び資料】
- 【資料 3-2-③-8 2022 年度シラバス第三者点検結果表】
- 【資料 3-2-③-9 大学ホームページ】
- 【資料 3-2-③-10 教務システム】

3-2-④ 教養教育の実践

・本学の教養教育は、「共通科目」として開講している。学部共通の教養教育プログラムは、家政の教養分野、保健体育分野、外国語分野、その他（単位認定）で構成している。

・学部共通の教養教育プログラムは、以下の通りである。

「教養分野」は、自然科学・人文科学・社会科学に関する基礎的な知識・技能を学修する。

「保健体育分野」は、講義と実技を通して身体と健康に関する基礎的な知識・技能を学修する。

「外国語分野」は、異文化を理解する上で必要な基礎的な知識・技能を学修する。

「その他」は、単位認定 A と単位認定 B は、学科の教育課程に必要な特別科目を学修する。

Campus Life 学習の手引き「『第 6 章 成績および単位認定』第 19 条の 2、別に定める検定試験および資格取得における学生の成績について、教育上有益と認める場合にこの単位を与える。

・教養教育については、学部統一必修科目として、「潜在能力の開発」、「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」、「未来へつなぐアウトリーチ」を配置している。この科目は、家政学部の教育目標である「建学の精神、社会人基礎力、pisa 型学力」を育成する科目であり、学科のディプロマ・ポリシーである建学の精神、社会人基礎力、pisa 型学力を修得して、職場と地域社会の人々と協働して課題を解決していく人材を育成することを目的に学ぶ初年次教育科目である。この科目については、専任教員で構成される「ボランティア委員会」が立ち上げ、毎年度の成果・課題について検討している。【資料 3-2-④-1】 【資料 3-2-④-2】

【資料 3-2-④-1 キャンパスライフ 2022 愛知学泉大学の 3 つのポリシーに関する細則 p82-98】

【資料 3-2-④-2 ボランティア委員会 議事録】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・本学は、教育目標である「『真心・努力・奉仕・感謝』の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般

的知識・技能と②家政に関する専門的知識・技能と③「建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力」を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成すること」を目的に授業を実施している。また、教育目標の③「建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力」は、主体的で双方向の深い学びへの汎用能力として位置づけた教育方法の工夫と教育の開発を実施し、効果的な授業展開を実施している。

・建学の精神は、『真心・努力・奉仕・感謝』の四大精神の実践、社会人基礎力とpisa型学力は初年次教育科目として「潜在能力の開発」、「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」、「未来へつなぐアウトリーチ」で実施している。【資料3-2-⑤-1 シラバス潜在能力の開発】 【資料3-2-⑤-2 シラバス未来へつなぐアウトリーチスタートアップ】 【資料3-2-⑤-3 シラバス未来へつなぐアウトリーチ】

・『真心・努力・奉仕・感謝』の四大精神、社会人基礎力、pisa型学力については、学びの泉開発委員会による「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の5つをバランスよく鍛える」学泉ノートにおいて定義し、運用している。【資料3-2-⑤-1】

・授業方法の改善を進めるための組織体制は、FD委員会規程の第1条2より、FD活動とは、愛知学泉大学の教育目標を実現するために必要な教員の教育力を維持・向上させるための研修及び教育に関する研究活動であり、第2条に、全学的・組織的に計画・実施することを目的とし、2項には、具体的なFD活動として、(1)教員の教育研究能力向上のための教育技術の開発・向上、授業計画の立案、学習に関する教育方法の研究及び教育評価方法の習得のための活動 (2)教育課程の開発・向上のための授業計画の立案、学習と教育に関する理論及び教育評価方法習得のための活動等を規程で定め整備している。また、公開授業と授業評価アンケートを前期と後期に実施してFD委員会と教務委員会を中心に運用している。【資料3-2-⑤-2～3-2-⑤-4】

・令和4(2022)年度のFD活動の(1)として、専任教員と助手は「pisa型学力を学ぶ - pisa型学力を評価する試験問題の作成-」をテーマに研修会を開催している。【資料3-2-⑤-5】

・令和4(2022)年度のFD活動の(2)として、シラバス作成の説明会では①科目概要内でのDPの明記について卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連性、②到達目標内でのpisa型学力、③科目の教育課程内の位置づけやナンバリング、④成績評価方法、⑤授業方式、⑥課題に対するフィードバックの方法、⑦準備学修(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間、⑧ICTの活用、⑨オープンエデュケーション、⑩15週の学修内容」の記載について実施している。【資料3-2-⑤-6】

・本学部では、一方向授業ではなく双方向授業の実施を目指している。本学の双方向授業形式としては、実験、実習、演習、実技、ディスカッション、グループワーク、発表、フィールドワーク、(課題・小テストの)フィードバックである。2022年度の双方向授業の実施率は、ライフスタイル学科で開講されている全科目の87%、管理栄養学科で開講されている全科目の95.1%、こどもの生活学科で開講されている全科目の91%である【資料3-2-⑤-7】。

・本学独自の成績評価対象の「学修行動」は、社会人基礎力の能力要素を PCR (P:予習、C:本時の授業、R:復習) シートを使い、本時の授業の予習学修・復習学修を実施している。【資料 3-2-⑤-8】

各学科の取り組みは、以下の通りである。

〔ライフスタイル学科〕

・チームティーチング形式の授業を初年次から配置している。複数の教員が関わることにより、ライフスタイル学科の特徴的な学修への動機づけ・学修方法の理解、社会人基礎力の必要性を理解させている。また、体験型学修の核となる学生間の人間関係の形成も視野に入れた授業展開をしている。

・学修方法は、課題発見・課題解決やチームで働く力、pisa 型学力を育成するために、PBL や社会人基礎力を授業方法に取り入れている。

学修指導は、指導教授が定期的に学生と面談を行い、履修状況、進路希望等を確認し丁寧な履修指導を実施している。

・学修成果の評価は、学期末テストとレポートや小テストなどで定期的に理解度・習熟度の確認をしている。また、ルーブリック評価等を用いて、ディプロマ・ポリシーの能力形成を評価している。

〔管理栄養学科〕

・各専門分野の科目においては、管理栄養士に必要な知識・技能を理解するために、講義とそれに関わる実験・実習を行っている。学修方法、学修指導、学修成果の評価は、家政学専攻と同様に実施している。

〔こどもの生活学科〕

・小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士資格が取得可能なカリキュラムを編成し、教育・保育の現場で活躍するための専門的知識・技能を学修している。

すべての科目において、以下のように学生と教員による双方向的で実践的な学修を行っている。また、保育・教育の現場と触れ合い、体験的に学びの内容を確認するための活動も行っている。

学修方法、学修指導、学修成果の評価は、家政学専攻と同様に実施している。

【資料 3-2-⑤-1 「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5つをバランスよく鍛える」学泉ノート】

【資料 3-2-⑤-2 2022 年度公開授業について (案内文)】

【資料 3-2-⑤-3 2022 年度公開授業報告書】

【資料 3-2-⑤-4 2022 年度シラバス第三者点検結果表】

【資料 3-2-⑤-5 令和 4 (2022) 討論会】

【資料 3-2-⑤-6 シラバス作成説明会】

【資料 3-2-⑤-7 2022 年度シラバス第三者点検結果表】

【資料 3-2-⑤-8 PCR シートの一例】

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・今後のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性、カリキュラム・

ポリシーに沿った教育課程の体系的編成に関する改善方策としては、教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会令和2(2020)年1月）にある、学修目標の達成状況に関連する授業科目における到達目標の達成状況の把握の実施がある。令和2(2020)年度からのカリキュラム・ポリシーより、学生の達成状況の検証を行いディプロマ・ポリシーで定義した資質・能力の妥当性やカリキュラムマップの授業科目との関連性の検証を行う予定である。【資料3-2-1 カリキュラムの振り返り】

・教育目標の核となる「自学・共学システム『学びの泉』」教育システムにおいて「建学の精神、社会人基礎力、pisa型学力」の定義を決定し、学修活動の行動指標を明確にしている。令和5(2023)年度以降は学修活動の行動指標で低い項目を改善する教育を実践する取組みより、教育の質の保証と向上に取り組む。【資料3-2-2 学びの泉開発委員会議事録】 【資料3-2-3 FD委員会議事録】

・教養教育の実施に関しては、本学部の共通科目の教養分野・保健体育分野・外国語分野の枠組みの再構築の課題がある。これは、時代の変化に対応する形で不断の見直しが必要となる。学部改組の完成年度（令和5(2023)年度）経過以降の課題として、検討組織を立ち上げ取り組んでいる。【資料3-2-4 カリキュラム委員会議事録】

・教育方法の工夫・開発に関しては、教育環境のICT化・パーソナル化への対応がある。アクティブ・ラーニングの観点からも教育方法の開発に努め、積極的なICT活用を推進している。アクティブ・ラーニングの観点からも教育方法の開発に努め、積極的なICT活用を推進する予定である。【資料3-2-5 情報教育委員会議事録】

【資料3-2-1 カリキュラムの振り返り】

【資料3-2-2 学びの泉開発委員会議事録】 【資料3-2-3 FD委員会議事録】

【資料3-2-3 FD委員会議事録】

【資料3-2-4 カリキュラム委員会議事録】

【資料3-2-5 情報教育委員会議事録】

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用 [家政学部]

本学では、「学生が何を身につけたか」を重視して多面的に学修成果を評価することを目的として、令和2(2020)年度三つのポリシー（アドミッション・カリキュラム・ディプロマ・ポリシー）に基づく「アセスメント・ポリシー」を策定している。アセスメントは「科目レベル・教育課程レベル・機関レベル」で構成している。これは、4年間を通じた主体的な学修およびキャリアアプローチにより、社会に貢献できる人材として求められる専門的知識と技能（卒業要件）に加え、強い向上心と真摯な行動力・協働力等の建学の精神・pisa型学力・社会人基礎力（ジェネリックスキル）を兼ね備えていることを基準とするものである。

学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開している。「三つのポリシー」に基づくアセスメント」の検証は、FD委員会で実施しており、検証結果を踏まえた改善につなげるPDCAサイクルを定着させることを目指している。【資料3-3-①-1】

学生の学修成果については、定期試験（単位認定）、GPA等により教育課程における評価が行われている。三つの方針のうちディプロマポリシーが達成できたかは、主に教育課程における評価が判断基準となっている。資格取得等は、ライフスタイル学科は中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）、博物館学芸員、フードスペシャリスである。管理栄養学科は管理栄養士養成施設であり、管理栄養士国家試験受験資格（管理栄養士国家試験合格率）、栄養士免許および栄養教諭一種免許状、食品衛生監視任用資格、食品衛生管理者任用資格、健康運動実践指導者認定試験資格、商品プランナー認定試験受験資格である。こどもの生活学科は、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、スポーツインストラクターにより評価している。【資料3-3-①-2】 【資料3-3-①-3】

学生の到達度及び満足度に関する調査は、「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」「学生行動調査」、「卒業時アンケート」、「卒業生の就職先企業に対して行うアンケート」）を毎年度実施しており、指標のひとつとしている。このほか、数年に一度の調査として、過去を遡って本学の全卒業生に対してアンケート調査を実施している。【資料3-3-①-4】 【資料3-3-①-5】 【資料3-3-①-6】 【資料3-3-①-7】

令和4(2022)年度の結果より、本学部がこれまで実施している「授業評価アンケートの活用」、「専任教員による相互の公開授業」及び「授業の改善を図るための研修」を通して、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な活動は、FD委員会を中心として進展しており、PDCAサイクルを運用して判断している。「学修行動調査」では、授業評価アンケートに授業の事前・事後（予・復習）時間や勉強・成績に対する考え方等を把握する項目を入れている。また、GPA等の学修成果との関連性を確認することで、今後の教育改善に繋げている。また、令和4(2022)年度の授業の事前・事後（予習・復習）時間の顕著な増加は見られなかったことより、さらに令和5(2023)年度は「シラバスの活用」や「事前・事後学修の促進」をFD委員会・教務委員会で連携して改善に向けて取り組むこととしている。【資料3-3-①-8】

「卒業時アンケート」は、卒業前の2月～3月に実施している。教育に関しては教務委員会が「授業方法、専門分野の教育、卒業研究」等々を評価している。学生生活は学生委員会が「大学生活、学生サービス、学生の意見に対する大学の対応、大学の施設設備」等々を評価している。就職支援に関しては就職委員会が「就職支援、就職内定先」等々を評価している。卒業生の視点から、本学の教育について「何が良かったのか」「今後どのような方針が必要・有効か」を探り、教育内容等の改善策検討・教育目標の見直しに役立てる。また多様な社会経験を通じた卒業生の声を受け止め、「よりよい学部づくり」のために、卒業生の力を大学に取り入れ、在学生の指導や卒業生の支援に

役立っている。

なお、令和4(2022)年度の家政学部の卒業時アンケートの結果は、回答率は86.8%で、「満足・やや満足度」は教育編76.2%、学生生活編80%、就職編93%であった。【資料3-3-①-9】

本学卒業生の就職先企業に「卒業生に関するアンケート調査」を令和4(2022)年度実施をしている。調査の回答率は37%であった。この調査では本学が取り組んでいる社会人基礎力について確認をしている。「就労に必要な基本的な社会人基礎力」では、発揮されている能力は、規律性、柔軟性、傾聴力、実行力、反対に発揮がみられない能力は、主体性であった。その他の汎用力では、「協調性がある・配慮ができる・気配りができる・誠実性が備わっている」との結果であった。また、企業からは「専門的知識・技能を持っている」との評価を受けている。また、仕事をする上で重要だと思われる学力や科目についても確認している。【資料3-3-①-10】

就職委員会が各学科教員や他委員会との連携により、外部の意見を取り入れた教育課程改善のための資料として活用している。【資料3-3-①-11】

【資料3-3-①-1 愛知学泉大学家政学部3つのポリシー(アドミッション・カリキュラム・ディプロマ・ポリシー)に基づくアセスメント】

【資料3-3-①-2 資格取得状況】

【資料3-3-①-3 就職内定状況】

【資料3-3-①-4 授業評価アンケート】

【資料3-3-①-5 学生行動調査】

【資料3-3-①-6 卒業時アンケート(教育編・学生生活編・就職編)】

【資料3-3-①-7 卒業生の就職先企業に対して行うアンケート】

【資料3-3-①-8 令和4年度、FD委員会議事録】

【資料3-3-①-9 卒業時アンケート集計結果(教育編・学生生活編・就職編)】

【資料3-3-①-10 令和4年度就職先企業に対する卒業生アンケート結果】

【資料3-3-①-11 令和4年、学びの泉委員会議事録】

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果に関する調査は、授業評価アンケートの結果を用いて教務委員会が分析を行っている。分析結果はFD委員会で改善点等を検討した後、家政学部全体の総評をつけて家政学部委員会で報告し家政学部の教員に情報を共有している。また、科目担当者は授業評価アンケートの結果より、全科目を対象にリフレクションペーパー(改善計画書)を作成して、教授法、学修指導の改善を行っており、PDCAサイクルを実践している。

【資料3-3-②-1 令和4年度、FD委員会議事録】

【資料3-3-②-2 授業評価アンケート結果】

【資料3-3-②-3 授業評価アンケート結果のまとめ】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修成果の点検・評価については、令和3(2021)年度策定した「三つのポリシーに準じたアセスメント」に基づき実施している。令和4(2022)年度は、外部試験を活用して、学生の読解力はリーディング・スキル・テスト(RST)を用いて、1年生と4年生に実施している。また汎用力はPROGテストで1年生と3年生に実施している。これらの外部試験を分析して、教育内容と方法についての改善に繋げる取り組みをしている。

【資料 3-3-1 令和4年度、FD委員会議事録】

[基準3の自己評価]

基準3「教育課程」を満たしている。

本学は、教育目標を達成するための卒業時の到達目標としてディプロマポリシーを定めている。単位認定、卒業認定等は、ディプロマポリシーを踏まえて厳正に行われている。平成28(2018)年度からGPA制度を導入し、学修指導やGPAを含めた学修行動調査分析など、効果的に活用している。また、教育目標やディプロマポリシーと整合性のとれたカリキュラムポリシーを策定している。本学の教育課程を通して、地域社会や職業社会で活躍できる人材を輩出していることから、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの一貫性を保っている。教育課程は、カリキュラムポリシーに沿った体系的な編成となっている。さらに、シラバスはPDCAサイクルに基づき、第三者による点検を行い修正が必要な場合は改善を求め、質の向上を図っている。

教授方法の工夫については、初年次教育を経て、アクティブラーニング、課題解決型(pisa型学力)学修など社会体験等の観点を取り入れた授業も行われている。履修登録上限数についても、単位制度実質化の観点から規定している。学修成果の点検・評価は、三つのポリシーを踏まえて実施しており、学部全体の成果とともに、個々の学生の成果についても満足いく結果が出せるよう、フィードバックを通じて改善・向上を図っている。

以上のように、本学の教育課程は、大学の目的等を実現するため、適切に編成・実施がされている。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定のための組織は、運営委員会、教授会、学部会議、教務委員会、学生委員会、就職指導委員会をはじめとする各種委員会が整備されている。

学長の権限と責任は、「学校法人安城学園管理規程」第5条に「学長は、校務を掌り、所属職員を総督する。」と、大学の学長の権限と責任が明確に定められている。

また、「学校法人安城学園管理規程」第3条第2項に「大学に副学長を置くことができる」と定めている。

現在、管理運営担当副学長を1名任命し、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を構築している。

学部長の権限と責任については、同規程第6条に「学部長は、所属学部の教育研究部門を指導監督する。」と定められている。

従って、学部の運営についても、学長のリーダーシップの下、学部長に委任する体制ができている。

大学事務局長の権限と責任については、同規程第48条に「大学事務局長は、大学学長の命を受け、大学全般の事務を統轄し、大学の事務職員を指導監督する。また、大学の事務局を代表する。」と定められており、学長のリーダーシップの下、大学事務業務全般についても事務局長に委任する体制ができている。

平成26（2014）年の学校教育法改正に対応し、本学の意思決定のあり方、特に、教授会等の組織の見直しを行なった。

そして、随時学則の見直し作業を行い、学長がリーダーシップを発揮するための体制を整備している。

また、教学マネジメントにおいて、併設短期大学との調整が必要な案件に関しては、大学・短期大学管理運営者会議において、大学・短期大学レベルの情報共有、意思統一を図っている。

この会議も学長のリーダーシップと円滑な業務遂行を支える仕組みとなっており、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを確立するための体制が整備されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の意味決定に関する権限と責任については、「学校法人安城学園管理規程、第3節 大学及び短期大学の管理」で明確に定めている。

教務委員会、学生委員会、就職委員会等の各種委員会の職務と委員長の権限と責任については、各種委員会規定に定められており、各委員会と委員長の権限と責任は明確である。

管理規程では、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、事務長の権限と責任も明確にし、教学マネジメントに取り組んでいる。

また、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントのための会議体を整備し、会議体毎に権限の範囲内で責任を持って取り組んでいる。

主要な会議体は、「管理運営者会議」「運営委員会」、「教授会」「学部会議」「学科会議」「各種委員会」「大学・短期大学連絡会議」である。

これらの会議体は、毎月定例開催し、教学マネジメントの構築に努めている。

大学・各組織体が行う業務については、以下のようにPDCAサイクルを回している。

①各分掌・学部・学科・委員会等が担当分野の事業計画案を作成する。

各事業計画案は、前年度の事業報告書を基に課題と改善点を明確にし、作成される。

②事業計画案の全体での検討

各事業計画案は、大学・短期大学管理運営者会議で審議・決定している。その際、合同運営委員会での意見を反映させるようにしている。

③大学の事業計画

大学の事業計画案は、常任理事会での審議・評議員会の諮問の後、全体理事会の議を経て、組織的に決定される。

決定した事業計画に基づいて、各委員会、各分掌において業務を遂行している。

前期末の9月には中間報告を行い、計画通り実行できているか点検・評価し、実施状況によっては、改善実施をしている。

このように学長のリーダーシップの下、各委員会が権限と責任を明確にし、各委員会等が責任を持って活動し、PDCAサイクルを回して教学マネジメントを構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学設置基準の一部改正により、平成29(2017)年4月1日から、事務職員がこれまで以上に教員と対等の立場で教職協働体制を構築して、大学運営に参画することが求められた。

この改正を受け教職協働による適正かつ円滑な管理運営を推進するための教学マネジメントの組織体制と運営について検討を行い、改善を図った。

その結果、「大学短大管理運営者会議」「運営委員会」には、事務職員を構成員に加えて活動している。各種委員会においても、事務職員を構成員として加え、活動している。

同様に「FD委員会」に、事務局長、事務長、IR室長を構成員とし加え、教職協働体制構築を行なった。

また、「愛知学泉大学3つのポリシー策定委員会」を平成30年に設置し、それ以降、

事務局長、入試広報室長を構成員とした。このように、職員の配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性の確保に努めている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の学内マネジメントについては、法令改正があった場合などを受けて、大学の組織の見直しと規程の見直しをおこない、学長のリーダーシップを確立するとともに、学長と教授会の関係を明確にしている。また、学長以外の役職の権限と責任の明確化を行っている。学長の補佐機能の補強についてはさらなる充実が必要で課題であると認識している。

また、これらの取り組みによる新しい教学マネジメント体制の下で、職員の配置と役割の明確化により教学マネジメントの機能性を高めている。

なお、教職協同については、今後研修等を重ねることによってその実質化を図る必要がある。

基準4 教員・職員

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教育の確保と配置

1) 専任教員の配置

本学は家政学部の1学部から構成されている。令和4(2022)年度の全教育課程における助教以上の専任教員総数は37人であり、各学部とも教育の質を保持するために大学設置基準に定められている教育目的及び教育課程に即した専任教員を配置している。

【入学定員】

家政学部は、入学定員190人、収容定員760人の専任教員数は、37人（うち教授が17人）、学部の種類に応じて定める専任教員数及び収容定員に応じて定める専任教員数25人に対してプラス12人である。養成施設の設置基準の教員数は、ライフスタイル学科が8人（教職免許課程（中等教員免許課程6人））、管理栄養士養成の管理栄養学科が16人、こどもの生活学科が13人（教職免許課程（初等教員免許課程10人））であり基準を満たしている。専任教員一人当たりの学生数は、令和4(2022)年度15.6人（4月1日在学572人/37人）である。【資料4-1-①-1 令和4(2022)年度 専任教員定数と教員名（家政学部）】

〔専兼比率〕

「専門科目」の全開設授業科目における専任教員担当率は、家政学部が 88.9%である。各学部の授業科目のうち、すべての「専門科目」及び教職免許課程の科目は専任教員が担当しており、本学の教育課程を適切に運用するための専門分野の教員は確保されている。

以上より、各学部に必要な数の専任教員を確保し適切に配置している。また、専門分野が適切に教育できる体制を整えている。【資料4-2-①-2 エビデンス集 表4-1 学部、学科の開設授業科目における専兼比率】

〔教育の採用〕

本学の教員採用は「愛知学泉大学人事委員会規程（以下大学人事委員会）」を基に進めている。学園が経営する本学は「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa型学力」を核に家政学の知識・技能を修得する教育を推進するために必要な教育職員の人事に関する基本方針・基本計画及び優れた人材を採用・育成するための方針・計画を策定することを趣旨としている。構成メンバーは理事長の下、大学学長、法人事務局長、大学事務局長と学長が必要と認めた者を委員としている。

教員採用は、原則として公募により行っている。公募採用に当たっては、学部長と教務委員長及び当該学科長、事務長を構成員として、教育・研究業績、社会貢献等の視点から総合的に評価し書類選考を行った後、採用候補者による模擬授業の実施と面接による適任者を選出している。その結果を学長に報告し、理事長による面接試験を実施する。学長から大学・短期大学管理運営者会議で報告・審議し、理事会に採用人事を提案し、理事会の承認を得て、理事長による発令を行っている。

【資料4-2-①-3 愛知学泉大学人事委員会規程】

【資料4-2-①-4 公募採用面接評価資料】

2) 教員の昇任・昇格

教員の昇任・昇格は「愛知学泉大学教育職員資格審査委員会規程」「愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則」「愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程」に基づき行っている。

教育職員資格審査委員会の構成員は学長、副学長、学部長、大学の教員の中から学長が指名する者、事務局長、事務長、学長が必要と認めた者を委員として構成している。審査の判定基準は「①学歴・職歴、②社会性・社会力、③建学の精神に基づいた教育活動・校務活動・研究活動・社会活動に対する理解度と実績および同細則の第3条・第4条・第5条・第6条の資格要件に基づいて、総合的に判断し昇任適格の可否を決定する。適格であると判定された者については、学長から大学・短期大学管理運営者会議で報告・審議され、理事会に昇任を提案し、理事会の承認を得て、理事長による発令をしている。

【資料4-2-①-5 愛知学泉大学教育職員資格審査委員会規程】

【資料4-2-①-6 愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則】

【資料4-2-①-7 愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程】

3) 教員評価

教員評価は、「愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程」に基づいて行っている。学長、副学長、各学部長、教務委員長および学長が必要と認める場合は、学内の教職員を構成員とした教員評価委員会を置いている。教員の評価項目は、同規程第7条で「(1) 建学の精神を核にした教育活動及び教育に関する研究活動、(2) 社会人基礎力を核にした教育活動及び教育に関する研究活動、(3) pisa 型学力を核にした教育活動及び教育に関する研究活動、(4) 基礎学力に関する教育活動及び教育に関する研究活動、(5) 専門的知識・技術に関する教育活動及び教育に関する研究活動、(6) 基礎学力と社会人基礎力と専門的知識・技術を統合した教育活動及び教育に関する研究活動」と定めている。教員評価に使用する評価項目の評価基準については、あらかじめ大学の教育職員に通知し、評価期間は、4月1日～翌年の3月31日までとしている。教員は、この教員評価に必要な教育活動及び教育に関する研究活動に関する自己の活動報告書を提出している。この報告書に基づき教員評価委員は第一次評価を行う。第一次評価の結果を踏まえ、第二次評価を行い全体の整合性を点検し評価を確認した後、学長は評価表として、個々の教員へ通知する。令和4年度(2022年度)の評価項目は「(5) 専門的知識・技術に関する教育活動及び教育に関する研究活動」について実施している。

【資料4-2-①-8 愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程】

【資料4-2-①-9 令和4(2022)年度教員評価のループリック実施結果】

【資料4-2-①-10 令和4(2022)年度教員評価の実施結果】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

令和2(2020)年度9月改正の「愛知学泉大学FD委員会規程(以下、FD委員会)」に基づいて活動をしている。FD委員会は学長が指名する委員長及び若干名の委員をもって組織している。令和4(2022)年度の構成員は、学長、学部長、教務委員長、各学科長、事務局長、事務長及びIR室長としている。第1条2、愛知学泉大学の教育目標を実現するために必要な教員の教育力を維持・向上させる研修及び教育に関する研究活動を実施している。また、第2条、本学のFD活動を全学的・組織的に計画・実施することを目的として11の活動項目を設定している。

【資料4-2-①-9 愛知学泉大学FD委員会規程】

1) 「教育の質の向上を目的とした公開授業」を実施

本学は、pisa型学力(課題解決型学力)を育成する授業を展開している。令和4(2022)年度の公開授業は、学生にpisa型学力を発揮させる教授法を明確にして、今以上の教育力の向上を目的に公開授業を実施している。

pisa型学力の推進を目的に後期に公開授業を実施した。対象科目は、家政学部専任教員科目(計37科目)とした。pisa型学力を発揮させる教授法を以下に示す4の観点で展開し、授業を参観する教員は3つの観点を中心に「授業観察記録」に授業改善点、

自己の授業で活用できる点等を記載した後、教員間で共有し、改善点等について検討した。

- ① 予習と本時の授業で、学生に知識・技能の獲得する授業展開
- ② 本時の授業で、獲得した知識・技能の活用方法を学生に理解させる授業展開
- ③ 本時の授業内で②の実践の授業展開
- ④ 授業とは異なる課題に対する知識・技能を活用した解決の実践

授業内容の評価は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」「どちらとも言えない」「あまり理解できなかった」「理解できなかった」の5つの観点で評価した。

前期公開授業 参観アンケート結果は、以下の通り。

公開授業参加者は34名（37名中）で、参加率は92%であった。アンケート回収数は34名で、回収率は100%であった。

(1)「予習と本時の授業で、学生に知識・技能を獲得させる授業展開」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、94%であった。

(2)「本時の授業で、獲得した知識・技能の活用方法を学生に理解させる授業展開」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、94%であった。

(3)「本時の授業内で獲得した知識・技能の活用方法を実践させる授業展開」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、88%であった。

(4)「授業とは異なる課題に対する知識・技能を獲得して解決させる実践」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、77%であった。

【資料 4-2-①-10 2022 年度公開授業案内資料】

【資料 4-2-①-11 2022 年度公開授業報告書資料】

2) 学生による授業評価を含む教育評価に関する点検・評価活動（授業アンケートによる教育の質の点検とフィードバック）

本学部では、学生による授業評価アンケートより教育内容、方法及び学修指導の改善に向けた取り組みを全学的に実施している。令和4（2022）年度の授業評価アンケート実施の科目数は前期169科目、後期199科目で全科目を対象としている。授業評価アンケートでは、教員の教育内容と方法だけでなく、学生自身の授業への取り組み（出席状況、授業に取り組む姿勢、予習・復習時間など）を含んで点検している。授業アンケート結果の集計と授業改善計画書（リフレクションペーパー）の記載依頼を添えて、科目担当教員にフィードバックしている。教員（専任・非常勤）は、リフレクションペーパー（授業改善計画書）に授業アンケートの評価結果を元に分析を行い、教育改善策を書き加えてFD委員会へ提出し、その後学部全体の総括等を加え冊子としている。この冊子は「授業評価アンケート（リフレクションペーパー）」として、教務課、図書館の配架で学生は自由に閲覧できる環境を整えている。また、授業評価アンケートの集計結果は、各教員の授業評価アンケート結果のフォルダに保存しており、学内教職員全員が閲覧可能である。また、授業評価アンケート結果（家政学部全体、学科別）及び学科長講評については、本学HP上で公開している。

- 【資料 4-2-①-12 2022 年度前期授業評価アンケート】
- 【資料 4-2-①-13 2022 年度前期リフレクションペーパー】
- 【資料 4-2-①-14 2022 年度後期授業評価アンケート】
- 【資料 4-2-①-15 2022 年度後期リフレクションペーパー】
- 【資料 4-2-①-16 2022 年度前期講評（大学ホームページ）】
- 【資料 4-2-①-17 2022 年度後期講評（大学ホームページ）】

3) 教育効果を高めるシラバスの作成方法についての研修会開催

令和4（2022）年度、学修効果を高めるシラバスの作成方法について、家政学部専任教員に対して対面型で、説明会を実施している。また、非常勤講師については非対面型で個別対応をしている。

- 【資料4-2-①-18 令和4（2022）年度シラバス説明資料】
- 【資料4-2-①-19 令和4（2022）年度シラバス第三者点検結果表】

4) ティーチング・ポートフォリオの更新

令和4（2022）年度の教育内容を振り返り、2021年度に作成したティーチング・ポートフォリオを観点別に各自チェックを行い加筆・修正を行っている。また、令和4（2022）年度、着任した先生方には、ティーチング・ポートフォリオの作成要領（2019年度作成）を基に、各学科長・教務委員の説明により作成した。令和4（2022）年度版のティーチング・ポートフォリオについては、本学HPにて公表している。

- 【資料 4-2-①-20 FD 委員会資料、各学科への作成依頼メール】
- 【資料 4-2-①-21 FD 委員会資料、ティーチング・ポートフォリオチェック項目】
- 【資料 4-2-①-22 FD 委員会資料、ティーチング・ポートフォリオ（大学ホームページ）】

5) 学生が受けた外部試験の教員による学生支援の活用

本学は、リテラシーとコンピテンシーの汎用力を外部試験の「PROG 試験（株式会社リアセック）」で測定をしている。対象は1年生と3年生とし、5月に実施している。また、学生はリテラシーとコンピテンシーの結果とその活用方法について株式会社リアセックによる説明を受け、その後自己の内省を深めている。さらに、教員には PROG 試験結果の集計結果より、本学学生の特徴について説明をうけ、学生の弱みを改善する方法等についてディスカッションしている。

- 【資料 4-2-①-23 FD 委員会 PROG 全体集計報告書】

6) 「学生を理解する」研修会の開催

令和4（2022）年度 FD 委員会と学生委員会と共同で、学生理解に関する研修会を令和5（2023）3月に実施している。目的は「休退学者が増加している。次年度に向けてその増加に歯止めをかける一助を修得すること」として、「増加する休退学者への対応—学生をどのように理解し、どのように対応するか」をテーマに、本学のスクールカウンセラーを講師として研修会を開催した。研修会後の課題としては、「退学者を減らすために共通理解をするために継続した研修が必要である。大学の先生は学生指

導の経験がない、どのような力を身につけたらよいか。」等が挙げられた。

【資料 4-2-①-24 学生委員会・FD 委員会資料】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

以上より、教員の配置・職能開発等は、規程に基づき組織的な取り組みをしている。本学部は令和 5（2024）年度のカリキュラム編成に向けた取組を実施しており、教育課程に即した教員の採用の準備をしている。FD 活動では教員の教育能力向上、教育改善のための調査並びに検証及び学修成果の把握等の実施の統括とその分析を踏まえた教育等の開発、改善及び向上、ティーチング・ポートフォリオに関する研究及び研修の充実、I R 委員会との共同による教育改善・教育能力向上の研究を推進する。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学園の事務組織は法人本部事務局、岡崎学舎事務局（大学・短期大学事務）、高校事務室（2 校）、幼稚園事務室があり、必要な職員を配置している。

大学の事務組織はそれぞれの学舎に事務局を設置し、全体を事務局長が統括している。

大学の事務職員構成は、専任職員 16 人、非常勤職員 5 人、派遣職員 5 人である。

その他には実験・実習系の教育研究をサポートする職員（助手）が管理栄養学科に 5 人、ライフスタイル学科に 2 人、こどもの生活学科に 2 人を配置し、教育研究業務をサポートしている。

職員の採用・昇任・異動については、学園の目的及び本学設立の趣旨を達成させるための基本姿勢を「勤務規程」に示している。その方針に基づき、「学園事務会議」で各部署の業務量や職員のバランス等を検討し、人事委員会（理事長・法人事務局長・大学事務局長・事務長）に諮り、実施している。

専任職員は、幅広い分野の専門性を身につけるため 5 年程度で部署を異動して、経験を積み、キャリア形成とともに適性の把握、確認に努めている。

人事異動については、毎年人事委員会を開催し、法人事務職員、高等学校事務職員も含めて異動対象とし、事務職員の構成バランス等も検討して実施している。

昇任については、事務の長が年 2 回、各職員の業務評価報告書を理事長に提出している。事務職員の昇任・異動に関する規程は定めていない。

しかし、昇任人事は、できるだけ多くの職員の意見を聞き、職員の日常業務評価を

集め、各部署のリーダーからの評価を事務長・事務局長が業務評価報告書として理事長に報告し、人事委員会において決定している。

職員の異動は、学園全体の各設置校の業務を点検し、異動の必要性を判断する。職員のスキルアップのための異動も行っているため、職員の経験年数、在職期間、適性及び能力、本人の希望等も聞き、決定している。

昇任人事については人事委員会で行っている。今後は、能力判定や評価について客観的に判断できる人事評価制度の導入も必要であると考えている。

職員の配置については、毎年見直しを行い、経験が少ない職員については他の業務内容の理解ができるよう、3年～5年で配置転換をし、キャリア形成と専門業務能力向上に努めている。

また、業務が円滑に遂行できる組織を目標に、職員の育成の視点と職員の業務に対する適性も考えている。

しかし、小規模大学であるので、一つの部署に特定の職員を長期間配置しなければならないこともあり、このことが課題となっている。

大学事務職員が行う業務については、年々その職務の専門性の高度化が求められ、事務職員の自己研修を含めた研修が必要となっている。

そこで、業務の中心部分を専任職員が行い、補助的業務は非常勤職員や派遣職員で対応できるように業務分担の見直しを図ってきている。

職員のSD活動は、学園全体で行う「学園報告討論会」、大学で行う「職員研修会」、外部で行う「愛知県私大事務研修会」、私立大学協会や文部科学省が行う研修会等があり、必要に応じてそれぞれの課から、各研修会に参加し、職員の知識と能力・技術がスキルアップできる様取り組んでいる。

大学において、業務課題が有る場合や、将来を見越して取り組む課題が有る場合は、課題対応の為にSD研修を進めている。法改正等があり業務に関して必要があると認められた時や、職員からの提案による研修も行っている。

このように、職員が私学の置かれている現状や法令等改正に伴う改革などの情報をすばやくキャッチし、大学運営や教育の改善にいかせるようにSD活動を行っている。

毎年度行っているFD・SD合同の研修会である令和4年度の「安城学園報告討論会」では、9月に大学・短大所属事務職員と法人事務職員による、業務改善に資するためのSD研修を実施した。これ以降、事務職員全体として、業務改善意識、時間マネジメントに取り組むこととなり、一定の成果はあげられている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の専任職員として、全員が一定水準の資質と能力を身に付ける必要がある。特に、専任職員は、経験年数に対応した能力の向上が求められている。

日常の基礎的な事務処理能力だけでなく、各職階・管理者層に求められる専門的能力とマネジメント能力の育成、特に企画力・プレゼン能力の育成等、経験年数も考慮した体系的で組織的な研修プログラムを準備し、実施していくことが必要である。

今後は、内部質保証システムの構築に向けて、教育の質だけでなく管理運営の質を保証していくために大学の専門職スタッフとしての能力の育成に向けて、各事務分野

の専門的な研修を、初任者研修・中堅研修・ベテラン研修と併せて、系統的・組織的に実施していく予定である。

また、本学の専任職員については、建学の精神だけでなく、社会人基礎力・pisa型学力を仕事の上で発揮できる事務職員の育成が喫緊の課題である。

今後、教職協同を推し進めるためにSD・FD活動の合同実施を推進していく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の施設及び研究環境の整備については、事務局総務課管理が中心になり、施設の点検・整備・管理を行っている。

「施設・設備」については、法人本部・各設置校から担当者を出し、各設置校の要望や将来構想等を検討し、学園全体の「施設・設備の整備計画」（中期）を作成し、整備順位を決め整備している。各設置校が行う施設・設備の整備は、事務局の総務課管理が各学科・各分掌の要望を聞き、整備計画としてまとめた事業計画案に基づき、整備している。この様に、校舎・施設・機器備品の充実・維持管理は意見を聞き、優先順位を決めて、研究環境の整備と運営・管理に努めている。

専任教員には、十分な面積を有し空調環境が整った研究室を与え、研究に専念出来る研究日を1日与えている。また、教員の研究室の配置は、実験系教員は実験室が出来る様に関連の実験室の近くに配置している。非実験系教員の研究室は演習室を付設、あるいは、関連施設が利用しやすいように配置している。実験室・演習室は学生のゼミナールや卒業研究の指導にも使用している。

図書館においては、教育研究支援として、ネットワークの整備により、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の効率的な整備とサービスの提供を行っている。

今後は、情報通信技術（ICT）の活用について検討を進め、ネットワーク機器等の充実に努めて行きたい。研究環境の安全性及び衛生面の管理についても点検し、改善をしながら適切な管理と運営を行い、防災及びバリアフリー等も推進し、快適なキャンパス環境及び研究室の整備に努めて行く。

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、研究活動の健全な発展を阻害しかねない事態を生み出しており、本学も研究不正の防止の為に厳格に取り組んでいるところである。

本学の研究倫理の確立と厳正な運用については、「愛知学泉大学紀要投稿・執筆要項」、「愛知学泉大学紀要投稿および編集に関する細則」「愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止規程」「愛知学泉大学受託研究取り扱い規程」「愛知学泉大学研究倫理規程」を定め、研究者の責務及び行動規範を明示し不正行為の防止に努めている。また、大学の責務として、研究倫理意識を高め、不正行為防止の管理措置を取る事、不正行為が認められた場合に、調査委員会を設置し、適切に原因究明と説明責任を果たすことを明示している。

公的研究費不正使用の防止については、事務局長を中心に総務課、教務課、会計課と連携し以下の点について情報交換を行って不正防止に取り組んでいる。

- ①公的研究費不正使用防止について、派生要因の把握と改善に関する事
- ②公的研究費不正使用防止について、規程の見直しと整備に関する事
- ③公的研究費不正使用防止計画の立案と管理について
- ④公的研究費に係る事務処理手続ルールの見直しについて
- ⑤教員・職員の意識向上及びルールの理解向上について
- ⑥その他、公的研究費不正使用について

公的研究費の取り扱いに関しては、学部会議にて説明をし、総務課会計係に、相談窓口を設け、研究費の適正な使用に努めている。

本学で行う研究活動が社会的規範に照らし適切な方法で実施され、社会からの信頼を確保する事を目的とし、研究活動に従事する全ての研究者の遵守すべき倫理基準を「愛知学泉大学研究倫理規定」として定め、倫理基準を明確にし、研究活動を行っている。

研究活動における不正行為の防止には、研究者一人ひとりの意識を高める事が重要であり、「愛知学泉大学研究倫理規定」や「愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止規程」の周知に努めており、不正使用に関する相談や、通報窓口への不正使用に関する報告等は無いく適切に実施されている。

4-4-③研究活動への資源の配分

各教員は研究費を効果的にかつ効率的に活用し、適正に管理し、研究成果を教育や社会に還元していくことが求められる。

そのための資源配分として、本学では個人研究費として、教員一人につき 30 万円を研究費予算として計上している。

この他に、愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教育又は教育研究に関する取組みの中で、特に優れた取組みを支援する学長裁量による GP 制度があり、個人は 10 万円、グループは 20 万円の研究支援をしている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学における研究活動の基本は、本学の教育目標を実現する上で必要な教育に関する研究活動である。このタイプの研究活動を強力に推進していく必要がある。
- ・また、本学では、いわゆる科学研究費等の競争的研究資金の獲得に向けてその応募数、採択数が少ない。今後、採択数を上げるよう取り組みを強化したい。

- ・さらに、企業(その他の公的機関)からの受託研究にも積極的に取り組んでいきたい。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は「学校法人安城学園寄附行為（以下「寄附行為」という）、「学校法人安城学園管理規程」、「学校法人安城学園勤務規程」をはじめとする「就業規則」、「学校法人安城学園予算編成規程」、「学校法人安城学園予算執行規程」など、経営の規律と誠実性を維持するのに必要な規程を整備している。一方、経営の規律と誠実性を維持していく上で、また、学校法人を取り巻く環境の変化に伴い、規定事項の一部を見直す時期を迎えている。

「寄附行為」は、本学園の「建学の理念」、「建学の精神」を明記するとともに本法人の目的を定め、その目的の実現のため、「安城学園教職員憲章」に従って行動し、教育基本法・学校教育法・私立学校法をはじめとする関係法令に従って行動することを定めている。

本学園はすべての教職員が「学校法人安城学園寄附行為」、「安城学園教職員憲章」等々の本法人の根本原則に基づいて日常業務に取り組むことを推進している。

本学園は寄附行為第 44 条及び私立学校法第 47 条の規定に基づき財産目録等を作成し、これを事務所に備え置くとともに請求があったときは閲覧に供している。また、寄附行為第 45 条及び私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づく事項は本学園のホームページ上に公表している。また、令和 2（2020）年度に「学校法人安城学園ガバナンス・コード」を制定し、学校法人の運営上の基本を示し、自らガバナンスのあり方を律することとしている。令和 4（2022）年度は「学校法人安城学園ガバナンス・コード」の適合状況の点検を実施している。この点検結果は、本学園のホームページに公表している。

大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、学則及び各種規程並びに、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、教育職員免許法施行規則等、関係法令を遵守し運営している。文部科学省等関係する各方面からの通達・連絡事項については、常に情報を収集し、理事会、大学・短期大学管理運営者会議、運営委員会で組織的に周知に努め、対応が必要な事項については、的確な対応に努めている。すべての教職員が関連規程に則り適切に業務を行う事が出来るように、学内諸規定を学内ネットワーク上に掲示している。個人情報の保護については、「個人情報の保護と活用に関する規程」に従い、適正な個人情報の管理と保護を行っている。また「学校法人安城学園組織情報の保護と利用に関する規程」、「学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程」等を定め誠実性を維持している。また、法令に基づく教育情報、

教員の養成の状況に関する情報は本学ホームページ上に公表している。

本法人の役員には企業経営者と弁護士を選任しており、専門的な知識と経験を有する学内外の役員により本学の経営の規律性、誠実性を担保出来る組織で経営・運営を行っている。このように、本学園の目的及び事業の実現に向けて、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び就業規則、その他関係法令を遵守した運営を行い、堅実で誠実な経営を行っている。

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 3 条に定める本法人の目的を受け、本学の使命・目的を定めている。本学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条に「本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成する事によって、地域と国際社会に貢献することである」と明記しており、建学の理念及び建学の精神に立脚した教育方針として、継続的に取り組んでいる。

本法人は令和 4（2022）年度に第 3 期経営改善計画を策定している。これに基づき、法人全体、各設置校は事業計画を作成し経営・運営を行っている。毎年度の事業は、10 月に各設置校、各分掌単位における実施状況の点検を行い、中間事業報告として報告書を作成している。年度末には、1 年間の事業実施状況を点検し残課題、改善点を明確にし、当年度の事業報告書としてまとめている。実施年度の課題や改善点は、次年度の事業計画に解決すべき課題及び改善を要する事項として反映している。

この様に、事業計画を作り（P）実施をし（D）点検をし（C）、次年度の事業計画で改善（A）させ、PDCA を実効させ、本学の使命・目的の実現に向けて改善をしながら継続的に取り組んでいる。

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組んでいる。具体的には、平成 24（2012）年度に「学校法人安城学園におけるエネルギー使用の合理化に関する規程」を定め、エネルギー管理の適切化に努めている。節電については、デマンドによるコントロールやエアコンの集中コントロールによる取り組みを行っている。また、施設の照明の LED 化により省エネに取り組んでいる。

令和 4（2022）年度において、本法人が保有する建物のうち、耐震化状況の公表の対象となる建物の耐震化率は 100%である。また、吊り天井等の落下防止対策及びその他の非構造部材の耐震対策状況についても、高さ 6mを超える又は面積が 200 m²を超える屋内運動場等の全ての施設について耐震対策を完了している。新校舎の全ての設備を省エネ仕様になっている。

人権については、教職員・学生すべての人が、個人としての尊厳と人権が尊重され、男女共に快適な職場・学修出来る環境を確保する事を目的として、①「セクシュアル・ハラスメント防止等のガイドライン」②「セクシュアル・ハラスメント防止のための職員のガイドライン」③「セクシュアル・ハラスメント相談員のためのマニュアル」④「セクシュアル・ハラスメント防止等について」を定め、ハラスメント防止に取り組んでいる。また、「キャンパスライフ」にも明記し、ハラスメントのない快適なキ

キャンパスを目指して取り組んでいる。

安全への配慮については、①「学校法人安城学園安全衛生管理規程」②「学校法人安城学園安全衛生委員会規程」を定め、教職員の健康管理に配慮している。また、「学校法人安城学園危機管理規程」を定めて、自然災害、火災、重大な感染症の対応等が適切に出来るよう配慮している。

本学では、毎年度、消防計画を策定し、学生・職員に対して防災に関する教育を受けることを促進している。消防器具の点検を定期的に行い、全教職員・学生による消火訓練や避難訓練を実施し、予防及び被害を最小限度にとどめることができるよう取り組んでいる。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学校法人安城学園の教職員全てが、日常業務を「学校法人安城学園寄附行為」等々の本法人の根本原則に基づいて推進することができるための人材育成が必要である。
- ・「学校法人安城学園管理規程」、「学校法人安城学園予算編成規程」、「学校法人安城学園予算執行規程」等々経営の規律と誠実性を維持するに必要な規程については、私立学校を取り巻く環境の変化に伴い、規定事項を見直す時期を迎えている。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学を設置する本法人は寄附行為に基づき、理事会・評議員会を定期に開催し、本法人の使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。

本法人は、ガバナンス・コードを令和 2（2020）年度に制定し、本法人の自律的なガバナンス体制の確立に向けて、理事会のあるべき機能を示し、これを充実すべきとしている。また、令和 4（2022）年度は、ガバナンス・コードの適合状況の点検を実施している。この点検結果は、学園ホームページに公表している。

理事会は 3 月、5 月、8 月、11 月の年 4 回開催している。理事会では、重要な規定の制定・改正・施行について決議を行っている。理事の選任は寄附行為第 11 条の規定に基づき、適切に運用している。3 月の理事会は、翌年度の中期的計画案、事業計画案及び予算案等の重要事項を審議している。5 月の理事会では、前年度の事業報告案及び決算案について審議し、監事から前年度の監査報告が行われる。8 月の理事会は、当年度の事業計画の進捗状況を点検・評価し改善が有れば改善できるように対応している。11 月の理事会は主に補正予算案について審議している。

中期的計画案、事業計画案、及び予算案については、3 月の理事会開催前に「評議員会」に諮問している。補正予算案についても「評議員会」に諮問を行った後、理事会

で決定している。事業報告案と決算案については、5月の理事会で審議し、承認されたものを評議員会に報告している。

本法人は、理事会機能の補佐機関として、常任理事をもって構成する常任理事会を置いている。常任理事会は、毎月1回これを開催し、理事会から委任された事項の決議を行っている。また、常任理事会とは別に、同じく常任理事で構成する理事懇談会がある。

理事懇談会は毎月1回これを行い、私学を取り巻く現状や本学の現状及び課題を共有し、これらに対する理解を深めている。

このように、「理事会」が本法人の目的の達成に向けた適切な意思決定が可能な体制を整備している。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

・理事会の行う最大の意思決定は、本法人及び各設置校の目的の達成に向けた事業計画及び予算の策定である。今後、益々厳しくなる私立学校を取り巻く社会環境の中で、本法人及び各設置校の目的の達成に向けて意思決定ができる体制の強化及び機能の強化を図って行く。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関は理事会である。理事13人の内3人が学外理事、10人が学内の常任理事である。令和4（2022）年度の常任理事の構成は理事長（大学学長）、短期大学学長、大学事務局長、家政学部長、入試広報室長、安城学園高等学校学校長、岡崎城西高等学校学校長、岡崎城西高等学校事務長、愛知学泉大学附属幼稚園園長、法人事務局長である。

理事会及び常任理事会に参画する大学関係者は大学学長、事務局長（管理運営副学長）、家政学部長、入試広報室長である。参画する大学関係者は、大学の教学部門の課題や管理運営に関する課題について報告・説明し、意思決定に関与している。

常任理事会とは別に、理事懇談会を毎月1回開催し、私学を取り巻く現状や本学の現状や取り組みについて、情報の共有と理解を深めている。

理事会及び常任理事会の決定事項は、設置校にて報告を行い、設置校の運営に反映させている。また、理事会の方針に基づいて大学を運営し、法人と大学の運営についての意思決定がスムーズに行えるように理事長を構成員にした「大学・短期大学管理運営者会議」を毎月1回定例開催し、意思決定の円滑化ができています。

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、以下のように機能をしている。監事の選任は寄附行為第 10 条及び寄附行為第 12 条の規定に基づき適切に行われている。令和 4（2022）年度の監事は非常勤監事として 2 人である。監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務、財務状況、及び理事の業務執行状況について意見を述べている。また、大学の各分掌の事業報告書（各分掌自己点検評価書）を基に教学監査を実施している。

評議員の選任は寄附行為第 32 条の規定に基づき適切に行われている。評議員会の諮問事項は寄附行為第 30 条に規定している。評議員会は年 6 回定期に開催し、本法人の重要な事項を諮問し、諮問機関としての役割を適切に果たしている。

評議員会の構成は、学外から選任される者、学内から選任される者のバランスがとれた構成となっている。学内から選任された評議員は、教学部門と事務部門及び各設置校の考え・意見を反映できる構成となっている。

また、法人と本学の管理運営機関のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図るため大学・短期大学管理運営者会議を設置している。

理事長は大学・短期大学管理運営者会議を毎月 1 回定期的に開催し、大学・短期大学における諸問題について協議し意見を調整している。会議の構成員は理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、大学各学部長、事務局長、事務長、入試広報室長である。構成員相互が、情報の共有と現状把握に努め、法人と大学の業務遂行に関して相互にチェックし理解を深め、ガバナンス維持に努めている。

平成 27（2015）年度に学則を見直し、大学・短期大学共通議題については、合同で協議出来るように改善を図った。また、学部毎に実施していた学部教授会を大学教授会に統一し大学として共通理解を深め、協働出来るようにした。このように点検と改善を行いながら運営をしている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人及び法人の各管理機関が行う意思決定、大学及び大学の各管理機関が行う意思決定等については、意思決定の質を高める為の改善に取り組んでいるところである。
- ・法人及び法人の各管理機関と大学及び大学の各管理運営機関との相互チェックの機能性についても相互チェックの機能性の質を高めることを課題としている。
- ・理事会機能、評議員会機能、監事機能、常任理事会機能、管理運営者会議機能等々法人及び大学の管理運営機能の質を高めるための取り組みを積極的に行っていく必要がある。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間を計画期間とする「第三期経営改善計画」に基づき、毎年度の事業計画及び予算を関係部門の意向を集約して編成し、理事会において決定している。

「学校法人安城学園予算執行規程」に基づき、法人は、理事会において決定した予算を各部門に配付するとともに、理事会で決定した事業計画の進捗管理を行っている。

第三期経営改善計画における財務に関する目標は、「学園全体の経常収支比率を継続的に 90%以内に維持すること」としている。

令和 4（2022）年度の決算における本学園の経常収支差額は 99,137,000 円となり、令和 3（2021）年度に引き続き収入超過となった。また、経常収支比率は 98%であった。これは、目標の 90%を 8pt 超過することとなった。

一方、令和 4（2022）年度の大学の経常収支差額は 232,798 千円支出超過となった。令和 3（2021）年度の大学家政学部の経常収支差額と比較して 20,734 千円支出超過が進行する結果となった。また、令和 4（2022）年度の大学の経常収支比率は 128%であった。これは、目標の 90%を 38pt 超過することとなった。

今後、第三期経営改善計画の計画最終年度である 2026（令和 8）年度までに本学園及び大学の経常収支比率が恒常的に 10%以上を維持することの実現に向けて更なる収支改善に取り組む必要がある。

第三期経営改善計画における財務に関する目標の一つは学園全体の学生・生徒・園児が恒常的に年度末月において 5,200 名在籍していることである。令和 4（2022）年度の学園全体の学生・生徒・園児数の状況は、年度初めの 4 月は 5,287 名であった。一方、年度末の 3 月は 5,187 名であった。したがって、令和 4（2022）年度は学生・生徒・園児数に関する目標の達成には至っていない。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園が安定した財務基盤を確立するためには、「第三期経営改善計画」に基づく、各部門の事業計画における設定課題及び設定する数値目標の達成度を向上することが第一と考えている。計画期間の最終年度である令和 8（2026）年度までに学園全体の学生・生徒・園児数が年度末において恒常的に 5,200 名を超えていることの実現に向けて教育活動及び管理運営活動に取り組んでいる。

この目標達成に必要な取り組みを年度ごとの各設置校の事業計画に反映し、各年度の目標達成度を厳正に進捗管理すること、これと併せて専任教職員数及び専任教職員一人当たり人件費の適正管理、人件費以外の経費に関するコストの適正管理と計画・実施していくことが、安定した財務基盤の確立につながると考えている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学・短期大学をはじめとする各高等学校・各幼稚園の収容定員充足率 100%を実

現し、それを継続維持するために必要な取り組みは、経営改善計画において確認することができる。

教職員は、中期計画に基づく各年度の事業計画において、具体的な達成目標を設定し、その実現に向けて法人全体が一丸となって事業に取り組むための仕組みづくりが5-4の改善・向上方策といえる。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①会計処理の適正な実施

本学園における会計処理は、「学校法人会計基準」を遵守し、「学校法人安城学園経理規程」、「学校法人安城学園予算編成規程」、「学校法人安城学園予算執行規程」、「学校法人安城学園固定資産管理規程」等、会計処理に関連する定めに基づき適正に実施している。

理事会において承認された予算の執行は、「学校法人安城学園予算執行規程」に基づき、適正に実施している。また、本学は全学共通の予算執行システムを整備し、日々の教育研究活動及び管理運営活動にかかる会計処理を適正且つ効率的に実施している。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人による会計監査は、監査計画に基づき、会計年度の本学園の内部統制の状況について、業務プロセス及び情報システムの整備・運用状況の評価を実施する形で厳正に実施されている。

監事による監査は、令和4（2022）年度監事監査計画に基づき、法人の業務、法人の財産の状況、法人の理事の業務執行の状況について、厳正に行われている。本学園は、教学に関する業務監査は大学が事務局を担当し、管理運営にかかる業務、財産の状況、理事の業務執行の状況については、法人部門が事務局を担当し、監事による監査の支援体制を整備している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、管理運営にかかる業務監査を厳正に実施している。業務監査にあたっては、各部門の事業計画の進捗報告、及び業務プロセスの点検・見直しの進捗報告の確認に基づき、監事は業務上の問題点等について指導・助言を行っている。

本法人は、内部監査部門を置いていないものの、本学園の内部統制の進捗状況は、毎年度決算確定時期に監査法人、監事、及び本学理事者間において情報共有、及び意見交換を実施している。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計処理については、理事をはじめとする管理職の経理に関する規定の周知徹底及び会計に関する基礎知識・基礎技能の底上げが必要である。
- ・時代と社会が相当変化してきているので、法人の内部統制システム、各設置校の内部統制システムの再構築が必要な時期にきている。
- ・会計処理については、全ての事務職員が身に付けるべき会計に関するリテラシーレベルの引き上げが課題である。
- ・監事監査については、これまでに比べて監事の役割が変化してきている。監事監査の支援体制を更に強化し、監事監査の質の向上、効率化を達成することを課題と考えている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、建学の理念・目・的に基づく教育目標の実現に向けて、各教員、各分掌・学科等が、それぞれの取り組みを自ら定期的に点検・評価を行い、教育の質の向上を図っている。

本学における内部質保証の取り組みは、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー 3 つの方針を起点とする大学教育の質保証だけでなく、管理運営や組織活動も含めた活動について、定期的に点検・評価を行いその結果を踏まえてさらなる改善・改革を恒常的・継続的に推進している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割は、「自己点検評価委員会」が中心となり、全学的な自己点検・評価活動を PDCA サイクルに基づいて展開し内部質保証体制を構築して来た。

令和 3 年（2021）年に、内部質保証のための組織・責任体制の見直しを行い、新たに「愛知学泉大学内部質保証の方針」を作成し、内部質保証の為の基本的な考えや行動を明確にした。

また、自己点検評価の結果を客観的に検証するために、外部評価委員会による外部評価を実施する事とした。

本学の内部質保証の取り組みは、「愛知学泉大学内部質保証の方針」により、基本的な考え方、組織体制と PDCA サイクルの運用プロセスをより明確にし活動している。

令和 4 年より、全学的に内部質保証の推進に責任を負う組織を「愛知学泉大学自己点検評価委員会」から「愛知学泉大学内部質保証委員会」と改めた。

内部質保証委員会は、学部・学科・各委員会・各分掌等が毎年行う自己点検・評価の結果を検証し助言する。全学における教育研究活動の有効性を検証し、その検証結果を踏まえ、各委員会・学科等すべての活動について改善に取り組んでいる。

さらに、自己点検・評価の結果を客観的に検証するために新たに、外部評価委員会による外部評価を実施する事とし PDCA サイクルをさらに改善したものとした。

「内部質保証委員会が」は、全学的な自己点検評価活動を展開し PDCA を機能させる事によって、内部質保証体制を構築している。各分掌や学科は、前年度の実施結果を点検し、令和 4 年度の事業計画を作成した。各事業は達成目標を明確にする事で、達成度が分る工夫をした。4 年度の取り組みは 10 月に各分掌・各委員会が中間の自己点検・評価を行い、中間自己点検報告書を内部質保証委員会に提出する。内部質保証委員会は中間報告を受け、改善等必要が有るものについては、各委員会へ改善の指示を

出し改善している。

年度末には1年間の各自己点検・評価結果を「総括会議」で報告し、教職員全体が現状と課題を共有出来る様に取り組んでいる。

外部評価委員会は年度末各分掌・学科等から出された自己点検報告書を確認し、改善等の必要があれば助言を行っている。内部質保証委員会は、すべての自己点検評価の検証結果、外部評価委員会の助言をまとめ、大学管理運営者会議の会議を経て、理事会に報告している。

この様に、本学の教育・研究及び運営等の自己点検・評価活動は「内部質保証委員会」が中心となり、恒常的・組織的に行い課題を明確にし改善している。

本学園の理念・ビジョン等の方向性は「中期的計画」において示しており、中期的計画で掲げた施策を具体化するために、各年度の事業計画が策定されている。

大学の当該年度事業計画については、毎月の大学運営委員会において、進捗状況の報告を受け、問題や課題の改善を行っている。

大学の取り組み（現状と課題）は毎月の理事会で報告される。

理事会は、各設置校の報告を受け、現状と課題を明確にし、事業計画の進捗状況の管理を行っている。

法人全体においても、当年度の事業計画の達成状況から課題と改善点を明確にし、翌年度の事業計画を策定し改善をしている。

法人の中期的計画は、各設置校の自己点検評価結果や社会情勢の変化を受け、改善や見直しを適宜行っている。

資料 愛知学泉大学 学則・・・改訂必要 7条第2項

資料 愛知学泉大学 内部質保証の方針

資料 内部質保証委員会規程

資料 中期的計画

資料 令和4年度 事業計画書

資料 学校法人愛知学泉大学寄附行為施行細則

資料 愛知学泉大学運営委員会規程

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では「自己点検評価委員会」が中心となり、全学的な自己点検・評価活動をPDCAサイクルに基づき展開し内部質保証体制を構築して来た。内部質保証の取り組みを強化するために、令和3年（2021）年に、内部質保証のための組織・責任体制の見直しを行い、新たに「愛知学泉大学内部質保証の方針」を作成し、内部質保証のための基本的な考えや行動を明確にした。

自己点検を行う組織として、各個人・各分掌・各学科での自己点検評価、学部における自己点検評価、大学全体での自己点検評価を行う階層的な自己点検評価を行う組織体制とした。

また、外部評価員による評価により、自己点検評価を客観性を持つことが出来るようにした。PDCAサイクルの運用プロセスを明確にし、内部質保証の取り組みを強化推

進するための改善に取り組んだ。

内部質保証の「質」については、外部評価委員による評価を導入する事により、客観性を高める取り組みを推進していきたい。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、本学の目的を実現するために、自己点検・評価活動を不断に行っている。

この活動は、「教育の質」だけでなく「管理運営の質」「財務の質」の改善・改革のための取り組みでもある。

令和4年度からは、「愛知学泉大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする「内部質保証委員会」を置き、自己点検・評価の実施方針及び計画を策定している。

委員会は以下の活動を計画的に実施している。

- 1) 学部・学科・分掌・委員会等の自己点検・評価の実施に関する事項、
- 2) 学部・学科・分掌・委員会等の自己点検・評価の検証に関する事項
- 3) 大学の自己点検・評価の実施に関する事項
- 4) 大学及び学部の改善事項に対するサポートに関する事項
- 5) 大学の自己点検評価書の公表に関する事項
- 6) 外部評価に関する事項

各学部等は、内部質保証委員会の支援のもと、PDCA サイクルを活用し、毎年度自己点検・評価を行い、各学部等の自己点検・評価書を作成し内部質保証委員会へ報告している。内部質保証委員会は、各委員会等から出された自己点検・評価書の検証を行う。また、内部質保証委員会は、各学部等の自己点検・評価書に基づいて全学的な観点から大学の自己点検・評価を行い、大学の自己点検・評価書を作成する。

内部質保証委員会は、大学の自己点検・評価書を各学部等の自己点検・評価書の検証結果とともに、外部評価委員会へ報告する。外部評価委員会は、大学の自己点検・評価書及び各学部等の自己点検・評価書の検証結果の検証を行う。検証結果に基づいて内部質保証委員会に対して助言を行う。

内部質保証委員会は、大学の自己点検・評価書、各委員会等の自己点検・評価の検証結果及び外部評価委員会の助言を、大学管理運営者会議を経て、理事会に報告する。

理事会は、大学の自己点検・評価書、各学部等の自己点検・評価の検証結果及び外部評価委員会の助言に基づいて、大学に対して改善指示を行う。

学長は、大学に対する改善指示を受けて、大学及び各学部等に対して改善指示を行う。大学及び各学部等の改善結果については、理事会に報告する。

併せて、内部質保証委員会及び外部評価委員会にも報告する。

内部質保証委員会は、大学の自己点検・評価報告書を本学教職員及び学外の諸機関等に公表している。

法人レベルの活動については、大学の自己点検評価委員会以外にも、「理事会」「大学管理運営者会議」でも全体の状況把握に努め内部質の保証に取り組んでいる。

大学レベルの内部質保証のための活動は、「大学管理運営者会議」・「運営委員会」における PDCA を好循環出来る様に取り組んでいる。

大学が作成する自己点検報告書は、日本高等教育評価機構が定める評価基準とその観点に従った点検・評価結果を基に作成している。

また、監事による教学監査を受けており、教学監査用自己点検報告書（監査項目毎）を作成し、報告書を基に11月に教学監査を受けた。令和4年度の監事監査報告書では、監査16項目すべてで適切との監査結果であった。

この様に、大学の自己点検・評価の結果は、「大学管理運営者会議」「運営委員会」、「各分掌」、「各学部会議」、「各学科会議」、「各委員会」が、「内部質保証委員会」と連携しながら学内の改善・改革が出来る体制となっており、自己点検・評価活動によって認識された課題は、大学全体で共有し、新たな年度に改善できる仕組みがある。

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成29(2019)年より学校法人安城学園にIR室を設置し教育・研究の自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行っている。

IR室の活動は以下に示す。①本法人におけるIRに基づいた計画立案、戦略策定及び意思決定に資する情報の提供。②3つのポリシーによる教学マネジメント、エンローメント・マネジメント等の支援に関する事 ③経営及び教育に関する情報収集・検証・分析④情報の管理に必要なデータベースの構築・管理

この様にIR室において、教育の質保証及び高等教育政策に係る情報の収集・分析、本学の各種データの収集・分析、収集データの公開及び学内での活用等を行っている。

具体的には、大学学長、副学長、学部長、事務局長、事務長で構成する大学総務及び各分掌・学部・学科・委員会等が作成する毎月の教育活動、管理運営活動に関するデータの収集・分析を行っている。

IR室が収集し分析したデータは、必要に応じて大学・短期大学管理運営者会議、運営委員会、学部会議に報告し、学内で共有している。

令和元(2019)年度よりIR室の大学専門部会としてFD委員会を位置づけることにより、教学マネジメントに必要な情報の収集・分析をより高度に、より効率的に行えるようにした。

今後もIR室と連携して意思決定の支援となるデータ等の収集・分析・利用を促進し、教学マネジメントをさらに深めて前進させていく。

本学は、調査及収集で得られたデータを分析し、以下の様に内部質保証に役立てている。

- ①学修成果については、「AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要」及び「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に従って、FD委員会が主導して、機関レベル・教育課程レベル・学科レベルで、教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会、各学科等が協働して査定を行っている。
- ②個々の教員の授業レベルでは、FD委員会が、教員の教育能力の向上と教育活動の改善に向けて、「公開授業」の取り組みの中で教員に対するルーブリック形式による授業評価を実施している。

また、FD委員会は、教務部委員会や学生部委員会を主導して、学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度調査結果を基に、授業改善を進めている。

学生の教員に対する授業改善要望等については、前期末・後期末に実施する学生による「授業評価アンケート」で把握し、この結果に基づいて各教員が授業改善計画を提出し、改善を図っている。

- ③教務部委員会は、教育課程の編成・実施の方針に基づき、Syllabusを定期的に点検して、教育内容の向上・充実に努めている。

具体的には、学修内容と到達目標、15週にわたる各授業の到達レベルの基準、各授業の予習と復習内容、評価方法については知識・技能の獲得状況・社会人基礎力（学修態度）を総合して評価する等の記載事項の見直しを継続して実施している。

さらに、退学率、履修系統図の活用、学生一人ひとりの履修カルテや学修ポートフォリオの作成、履修単位数の上限設定（CAP制）や弾力的運用等を検討して、適切な学修指導に役立てている。

- ④就職指導委員会では、「卒業生就職アンケート」を実施し、本学学生の学修成果・業務能力・定着率等の調査を行っている。また、3学科毎に、免許・資格の取得率の把握による学修成果を測り、分析結果を基に改善を行っている。

- ⑤3つのポリシー策定委員会では、「AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要」と「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」についても、毎年、点検・評価し、改善に努めている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

IR室の活動をさらに推進し、現状把握のための十分な調査・データ収集と分析について法人全体で連携し、評価体制のさらなる強化を進める。

十分な調査・分析によって得られたエビデンスに基づく自己点検・評価を行い、その結果を自己点検評価報告書にまとめ学内で共有している。自己点検・評価の結果は、今後も継続し学内で共有し、ホームページ等で学外へ公表している。

社会への説明責任を果たすために、自己点検評価報告書の内容をより分かりやすく、かつ積極的に発信する取り組みを進める。

データについては、各委員会や学科、学部毎にデータ作成・データの収集・分析・保存をしており、データの一元化が課題であった。現在は、IR室を中心にデータの作成・収集・分析を一元的に行い、教育の質の保証、大学の管理運営の質の保証に

役立てる取り組みを進める。時代の変化と共に、本学への期待や要請も刻々変化している。本学に何が求められており、それに応えるには何が必要か等の情報収集に努め、改善している。今後、現在実施している各種アンケートや調査は、継続、廃止を含めて検討し、有効活用が出来るデータを蓄積していきたいと考えている。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、内部質保証委員会を中心に、階層的な自己点検・評価活動を行い PDCA サイクルを確立している。

具体的には、以下のように、各分掌・学科・委員会・学部ごと、PDCA サイクルを回し、内部質保証のための取り組みを進めている。

① 各分掌・学部・学科・委員会等の取り組みは、事業計画を基に取り組んでいる。事業計画に示された活動目標は、毎月の運営委員会で進捗状況が報告され、月毎に実施状況の確認と点検している。

②10月に、前期（半期）の取り組みに対する中間自己点検・評価を行い、前期の実施状況と課題及び問題点を明確にし、後期の活動でその課題の解決・問題点の解消に取り組んでいる。このように、前期の活動を点検・評価し後期の活動で改善している。

③3月には、1年間の活動を点検・評価し自己点検評価報告書としてまとめ、「合同運営委員会」で、自己点検・評価報告を行い、当年度の活動の課題や問題点を明確にしている。

④1年間の自己点検・評価結果は、教職員全員に対し3月に「総括会議」を開催し報告している。この事により、教職員全員が各取り組みの現状を把握し、課題と問題点を共有している。

⑤自己点検・評価報告書は外部評価委員会に提出し、外部評価委員の検証結果の助言を得て改善の取り組みを行う。

⑥内部質保証委員会は、大学の自己点検報告書を理事会に報告し、理事会は改善等があれば、大学に対し改善指示を行う。

1年間の活動は、このような点検と検証作業を行い、課題や改善点を明確に出来ている。明らかになった課題や改善点を検討し、次年度の事業計画に反映させる仕組みがある。

上記の様に、各分掌・学部・学科・委員会等の活動は PDCA サイクルを回しながら、内部質保証に努めている。

本学の組織の内、「管理運営者会議」「運営委員会」は各分掌・学科・委員会等の活動を常にモニタリングし、現状把握に努めている。

課題がある場合は、各担当分掌・学部・学科・委員会等に適宜指示をし、改善の取り組みを行っている。

大学全体の取り組みを点検・評価する機関として、学長の下に「内部質保証委員会」を設置している。

「内部質保証委員会」における具体的な活動は以下の通りである。

- ①現状の課題：当該年度初期に設定する（前年度からの継続実施事項を含む）。
- ②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。
- ③実施状況：推進部署等において、当該年度中に活動状況を記録する。
- ④「内部質保証委員会」を適宜開催し、②③について確認するとともに推進・修正を行う。
- ⑤当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより年度単位の重点目標達成に向け、自己点検・評価活動を行い内部質保証に努めている。

なお、個人の活動についても、以下のように、PDCA サイクルを回しながら取り組んでいる。

各教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する活動ができるように、個人の事業計画を作成し（Plan）、目標達成に向けて行動する（Do）。年度末に、個人の活動についても事業報告書として報告をしている（Check）。

個々の教員は個人の事業計画の目標達成度を自己点検・評価し、次年度の達成目標を明確にし、新たな課題に取り組む（Action）。

このように、各分掌・学部・学科・委員会等だけでなく、教員個々においても事業計画を作成し、PDCA サイクルを活用して、内部質保証に向けた改善のための取り組みを行っている。

〈認証評価結果に対す取り組み〉

大学機関別認証評価は、平成 29(2017)年度に受審を行い、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定を受けている。その際、評価員からの指摘事項は「平成 29 年度 大学機関別認証評価 調査報告書」の内容としてまとめ、指摘事項の改善に取り組んでいる。

自己点検評価活動の改善として、令和 3（2021）年度に「内部質保証の方針」を作成し内部質保証の基本的な考え方を周知した。また、組織体制及び PDCA サイクルの運用プロセスも明確にし周知した。令和 4 年 4 月からは内部質保証の方針に基づいて、「内部質保証委員会」と「外部評価委員会」規程を整備し、内部質保証の取り組みを進めている。

〈監事監査〉

令和元（2019）年度から、学内監事による大学の教学及び管理運営に関する監査を受けている。

令和 4（2022）年度の監事監査は各分掌・各委員会の自己点検・評価報告書を

基に実施した。

本学の自己点検・評価については、業務執行状況は適切であるとの監査結果であった。

「本学の自己点検・評価については、確実に執行されている」と評価された。

これらのことから、本学では、3つのポリシーを起点とした内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みが確立・機能しており、教育の質の保証・向上に繋がっていると判断している。

外部評価委員会の本学の自己点検・評価結果の検証と評価は、適格であると判断された。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、内部質保証のための体制としてPDCAサイクルの仕組みが確立されている。令和元年（2019）から、学外関係者の自己点検・評価活動への参画の取り組みとして、学外監事による教育研究分野の監査を実施し、内部質保証の改善につなげている。

令和2年（2021）からは、外部評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価全体を点検評価し、本学における自己点検評価の客観性を維持し、自己点検評価活動の改善に取り組んでいる。自己点検・評価に係る取り組みや、アンケート調査等々については、学内の教職員に周知し教職員間で共通認識を深め取り組んで行く本学部におけるPDCAサイクルは以下のように確立している。

各分掌・学科・委員会等は、前年度実施した事業から課題を明確にし、事業計画案を作成する。

この事業計画案は大学・短期大学管理運営者会議及び理事会の議を経て、事業計画(Plan)として確定する。

確定した事業計画は年度始めの大学運営委員会、大学教授会、学部会議で周知している。

この事業計画の目標を達成するため全教職員で取り組む(Do)。

取り組み状況を評価するに当たって、事業計画の各目標に対する到達度として数値化する。

各分掌・学科・委員会等で10月に前半の活動を点検・評価し、事業中間報告書としてまとめる(Check)。

後半の活動で修正が必要な部分に取り組む(Action)。

1年の活動を評価するに当たって、目標に対する到達度を用いている。

そして、活動内容及び課題・改善点を事業報告書として提出している。

自己点検・自己評価委員会はこれらの各学科・分掌から出される事業報告書を委員会として点検・評価し、その結果を自己点検評価報告書としてまとめている。

各分掌・学科・委員会等は点検・評価結果の明らかになった課題と問題点を、運営委員会／学部会議において全教職員に対して報告し課題と問題点を共有する。

各分掌・学科・委員会等、課題の解決・問題点の解消のための改善事項を検討し、次年度の事業計画に反映させる(Action)。

このように、全学的かつ組織的な自己点検・評価活動によって、大学の運営を行っ

ている。

さらに、個人の事業計画についても PDCA サイクルが機能するように取り組んでいる。

今後は、PDCA サイクルを活用したマネジメントの有効性を高めるために、目標の数値化、結果の見える化を図っていく。このことにより、自己点検・評価の結果、何を改善するのか・どの程度改善すべきかがより明確になる。これらを事業報告書の中に盛り込んで、次年度の事業計画に反映させていく。

[基準 6 の自己評価]

本学の自己点検・評価活動は、各分掌・学科・委員会等が事業計画の実施状況を点検・評価・改善する活動を基に、点検・評価活動を行っている。

各分掌・学科・委員会等から提出された事業報告書を基に、大学・短期大学管理運営者会議、運営委員会、学部会議において、現状の把握と活動の達成状況を共有している。

大学自己点検評価委員会は、これらの事業報告書を基に当該年度の自己点検・評価を行い、大学の自己点検評価報告書としてまとめている。

このように、本学の目的に即した自主的な自己点検・評価の仕組みと体制があり、周期的に実施していることから適切であると判断している。

また、IR 室と協力し現状の把握のために必要な調査やデータ及び資料を十分に収集し、活動状況を分析している。

収集したデータは事務局、教務課、学生課、就職課等の関係部署で保管し、いつでも改善のための資料として活用できるようにしている。

自己点検・評価報告書は、学内の図書館、関係部署に置き、学外に対しては、大学ホームページ上で公表し、周知に努めている。

本学の自己点検評価における PDCA サイクルは、①目標の設定：当該年度初期に設定する（前年度からの継続実施事項を含む）。②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。③実施状況：各分掌等において、当該年度中に活動状況を記録する。④9月に中間の自己点検評価報告書を作成、報告し②③について確認するとともに推進・修正を行う。⑤3月に当該年度の自己点検評価報告書を作成し「総括会議」にて報告する。

当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより、各分掌・学科・大学等の PDCA サイクルを機能させ改善を図っている。

以上のことから、本学は基準 6 を満たしていると自己評価した。